

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第2号)

平成22年12月1日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	坂 下 勝 保 議員	21番	矢 野 清 實 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	

健康福祉部次長 兼医療健康課長	原 田 昇 君	経済建設部次長 兼都市計画課長	鈴 木 重 利 君
経済建設部次長 兼環境課長	加 藤 慎 君	会計管理者 兼出納室長	塚 本 邦 広 君
総務防災課長	神 谷 元 弘 君	監査委員事務局長	福 井 康 夫 君

## 5. 議事日程

### (1) 一般質問

石橋 敏明 議員  
平野 龍司 議員  
一色美智子 議員  
月岡 修一 議員

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

一般質問の順序は、あらかじめ議会運営委員会で協議をされておりますので、その順序に従い行います。

また、発言時間については、それぞれ申し合わせに従って進めさせていただきますが、当局の職員においても答弁は簡潔に行われるよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

最初に9番 石橋敏明議員、登壇にてお願いいたします。

### No.3 ○9番(石橋敏明議員)

おはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

朝鮮半島ではいろいろきな臭い状況が続いておりますし、また尖閣諸島におきましても大変なことをごさいました。国民の生命、財産を守る上で危機管理というものを、もう少し政府にも頑張っていたきたいと、こういうふうに思います。

それでは、質問に入ります。

県・市道(路面表示等)及び歩行者用信号等の設置について。

昨今、県・市道の白線、点線を始め、路面表示が薄れ、またほとんど目視できない状況が目立ちます。財政難のためだとは思いますが、現在の厳しい交通事情の中、事故防止の観点からも早急に順次復旧が求められます。当然必要であり、やらねばならない事案でございます。

中でも、特に急ぐのは横断歩道です。道路の縁石の除砂除草も含め、全般的に調査の上、善処願います。善処方法についてもお示ください。

次に、信号施設の設置と改善であります。前者についても市内には多数あると思いますが、西川町内の善波信号に歩行者用信号の設置を早期に実現していただけるよう要望いたします。

当信号交差点は、三崎小学校、特に長田、善波を始め、豊明中学校、豊明高校、東郷高校、その他市民の往来も多く、区内の要所の一つでもあります。

自動車用信号が高い位置にあるため、見落とし、見間違いも多く、そのため結果的には信号無視のような状態で通過することにもなり、非常に危険な状態が続いております。また、多く見られます。

一歩間違えば、即、死亡事故にもつながりかねません。設置に向けた心強い意気込み、対処についてお聞かせください。

なお、勅使台団地内を走っている県道に設置してある歩道についても、同様に信号設置を住民から強く要求されております。

後者の信号設備の改善について、市内に設置の横断歩道歩行者用信号の位置が高く、子どもたちから見にくい位置にあります。子どもたちからも低く改善することを求められております。

せつかくの信号機です。「信号機がちゃんと整備されていたのに」というようなことのないよう、前にも申し上げましたが、一つ間違えば惨事になりかねないことでございます。市は、市民の生命、財産を守らなければならない責務があります。確とした方向性をお示ください。

次に、都市計画区域による市街化調整区域の見直しについて。

経済・社会情勢が低迷化の現在にあつて、企業進出もほとんど望める状況にはありません。

しかし、当市には時として、地の利を得たように企業進出や施設の建設の計画が舞い込むと聞いております。しかしながら、それらの計画のほとんどが不発に終始していると聞いております。何が原因でしょうか。

市民の多くから市街化調整区域、いわゆる線引き、色分けの見直しが強く求められています。多方面からの見直しについてお示しください。

市の発展を阻害するような線引きであるならば、経済優先の観点から大胆な緩和措置が必要だと考えます。

次に、中学生の問題行動と学校、PTA、地域コミュニティについて。

昨年の後半より、中学生数人の問題行動がクローズアップされております。4～5人、また7～8人のグループであちこちにたむろし、近隣の親からは、「子どもたちが怖がって公園で遊べないので何とかしてほしい」との苦情が舞い込んでおります。

特に夕刻から夜にかけて問題行動が多いようで、近隣の笹原公園では、便所は何度となく壊され、他にもあずまや、遊具を焼かれるなど、やりたい放題の状態であります。すべてを確認したわけではありませんが、一部は確認しております。

学校関係とPTA、地域及び地域コミュニティはどのようになっているのでしょうか、どのようにかかわっていくのでしょうか、方策などを幅広くお示しください。このままほっておくわけにはいきません。

以上で、壇上での質問を終わります。

#### No.4 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.5 ○経済建設部長(三治金行君)

経済建設部のほうに2項目についてご質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきます。

1項目目の県・市道及び歩行者用信号等の設置についての中の、路面表示及び除砂除草についてであります。

道路内には多種多様な路面表示が設置してありますが、そのうち、中央線、路側線、また停止補助線などは、道路維持管理者でございます愛知県及び豊明市が設置をし、維持管理を行っています。

また、横断歩道や停止線などの交通規制にかかわるものについては、愛知県公安委員会が設置をし、維持管理を行っているところでございます。

これらの補修につきましては、地元の区長さんや市民の皆様より要望を受けまして、また職員による道路パトロールなどにより、適時補修対応を行っているところでございます。

県道につきましては愛知県に、交通規制にかかわる横断歩道などは愛知県公安委員会をお願いをしているところでございます。

次に、道路縁石の除砂除草についてであります。大変厳しい道路予算の中で進めて

おりますが、今後も道路パトロールなどでの点検を強化し、順次道路清掃をし、安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと思います。

次に、2項目目の都市計画区域による市街化調整区域の見直しについてであります。愛知県では、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めているところでございます。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び10年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域とされているところであり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。

愛知県では、市街化調整区域から市街化区域へ編入する基本方針も示されており、この基本方針は、「愛知県の都市計画区域マスタープランとの整合が図られ、かつ市町村の都市計画マスタープランなどに位置づけられているとともに、広域的な都市計画の見地から妥当であり、計画的な市街地整備が行われることが確実な区域に限って行う」と示されているところでございます。

また、平成18年度までに、今後予想されます少子化、高齢化社会や社会情勢を背景にまちづくり三法、これは都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法でございしますが、これらの見直しが行われました。

市街地が郊外へ拡散する市街化調整区域での開発は、多くの制約の要件がなされました。

要件の一つには、「市街化拡大は住居系及び工業系とされ、さらに基盤整備など確実と判断される区域」となっております。

豊明市では現在、都市計画マスタープランにおいて、良好な住宅地として7地区を市街地編入検討候補地区として進めているところでございます。

なお、平成22年におきます都市計画の見直しにおきましては、榎山地区で約3.7ヘクタールを住居系とし、市街化区域に編入いたしますが、これは地権者の理解を得た後、都市計画案の作成を行い、愛知県と協議を重ねて進めているところでございます。

終わります。

#### No.6 ○議長(矢野清實議員)

平野市民生活部長。

#### No.7 ○市民生活部長(平野 隆君)

それでは、私のほうからは、信号機の設置、改善についてのご質問にお答えしたいと思います。

信号機の設置要望等々は、ちょっと事務的な流れになりますけれども、要望がありますと、地元区長さん等々から出ますので、市の意見書を付して、愛知署を通じて県の公安委員会のほうへ提出するというのが事務の流れであります。

そこで、まず歩行者用の専用信号機とも言われますこの信号機の設置、管理も、横断歩道と同じように、やはり県公安委員会のほうでありますということを、まずお知らせしたいと思います。

そこで、質問の中にありました、まず西川町善波交差点の信号機設置につきましては、過去、要望等が出た形跡がどうもないようでありますけれども、そういったご要望等がありますという考え方のもとに、早急に署のほうへ要望いたしたいというふうに考えております。

それから、ご質問の中にありました勅使台の中の信号機の設置につきましては、これは過去に、過去といえますか、平成21年に地元区長さんからの要望がありました。それを受けてまして署のほうへ要望を出しましたが、署のほうの判断は、信号機設置の指針に基づくと思われませんが、「日中を通じて相当数の横断歩行者の需要が見込まれる」という条件、条件といえますか、そういう効果を満たすことができないということで、信号機の設置までには至っておりませんという状況であります。

そして最後に、歩行者用信号機の高さの改善についてのご質問がありましたけれども、この信号機の高さにつきましては、法令の規定によりまして2.5メートル以上とされているということですので、その高さの基準で設置されているということと考えております。

以上で終わります。

#### No.8 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

#### No.9 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部からは、中学生の問題行動と学校、PTA、地域コミュニティについてご答弁を申し上げます。

生徒の問題行動の指導に当たっては、教育目標、方針などを学校が家庭や地域と共有した上で、大人が子どもとかわっていきることが大切だと考えております。

教育委員会としましても、生徒の健全育成を図るため、学校と家庭、地域が連携することが大切であり、家庭や地域社会の教育力が有効に活用できるように、PTA、地域との連絡、協力体制を整えておくことが重要であると考えております。

そのためには、日ごろから学校が開かれた学校であるように心がけ、積極的に地域の人々との結びつきを広げておくことが必要であります。

学校行事に地域の人々が参加したり、地域の行事に生徒が協力したりするように働きかけていくことも必要であります。

学校で何が行われ、どう取り組んでいるのかを、地域の方々に伝える活動を充実させていくことが大切であり、さらには地域で生徒がどのように過ごしているかなどの情報収集に努めていくことも重要であります。

市内でも、各地区で防犯ボランティアやおやじの会などが組織され、子どもの見守りを始め、あいさつ運動、校内の草取りなどを通して、児童生徒や学校の様子を知っていただくとともに、学校に対しても子どもたちの様子や問題点などの情報をいただいております。成果は上がっていると考えております。

10月下旬には、豊明中学校で地域とPTA、学校が連携して、「元気な豊明中学校を支援する会」が発足し、1回目には約150人の参加をいただいたというふうに聞いております。

また、この活動を行ってから、生徒たちが地域のお祭りや運動会に多く参加するなど、地域とのつながりが強くなってきたとも聞いております。

今後、このような活動を地域に広げるための情報発信や情報収集も大切になってくると考えられます。

教育委員会としましても、学校と地域との連携を支援できるようにしていきたいと考えております。

こうした取り組みとして教育委員会では、年2回、「子どもの安全・安心地域連携連絡協議会」を開催し、関係機関と共通理解を図るとともに、子どもたちを守っていく取り組みを行っております。

この会議には、警察、PTA連絡協議会、老人クラブ、それから青少年健全育成地区連絡会、地域の防犯ボランティア等の代表の方々にご参加をいただいた中で、愛知署からも講話、ご意見もいただいております。

今後もこのような情報交換を積極的に行い、問題発生時には学校と関係機関との連携がスムーズにいくように、中心的な役割を果たしていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

#### No.10 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

#### No.11 ○9番(石橋敏明議員)

ありがとうございました。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、県・市道の件、こちらからお聞きいたします。

路面表示、信号機の高さ、これからお聞きします。

もう前から、私は朝、立たせてもらったりいろいろしているものですから、常に子どもたちと高いなということで話もしておりますが、小学生は本当に小さいものですから見にくい。

せっかくあれだけけれども、まだ高いということで、前々からあちらこちらを見て回りました。

1号線とか幅員の広いところは、同じ2メートル500でも、角度が相当低く見えるのですが、私の今テリトリーでやっております西川、それから中学校、この辺ですと6メートル、7メートル、それぐらいの幅員ですから、2メートル500というのは、大体私が立って、傘の柄を持って、柄の先がちょうど歩道の信号の下につきます。これぐらいの高さです。

先だって、私も愛知署でいろいろ話をしました。何でそういうふうによくする必要があるのだと、その2メートル500というものを決めた根拠は何だということを知りました。

それは、高校生あたりが自転車の後ろに立って乗るとかそういうこと。それから、そういうふうにして傘を差すと、こういったものが引っかかったりするとかかぬとか、信号のところから車の出入りをするといったことがあるというようなことでしたので、「それは決めるものがおかしいじゃないか。そんなもの、何でそんなことを擁護するのか。自転車の後ろに立って乗ることなんていうのは、道路交通法に違反するわけですから、何でそういうことを擁護するのですか」という話とか、いろいろ話は聞きました。

三崎の信号は高いところで3メートル300、これぐらいあります。低いのは2メートル600、700、その場所によって違うのですが、これも一応愛知署のほうがすぐ現地調査をして、下げられるものはぎりぎりまで下げましょうというお話はいただいてきました。

こういったものも事あるごとに、やはりこれも一つの安全管理といいますか、こういったこともありますが、そういったものがなかなかやれていないなということでございます。

もう数年前になりますが、これは現実に、たしか名古屋市だったと思うんですが、やはり事故が多いということで何が原因だろうかということで、そこをそれじゃ歩道の信号を下げようということで、幾ら下げたかというのはちょっと私も覚えていないんですが、下げたら事故が物すごく減った。

愛知署でもその話はしましたが、2メートル500というのは決まりだからということで、非常に歯切れの悪い答弁、お話でございました。

だから、決して2メートル500にする必要はないんじゃないかというふうにもお願いもしておきましたが、そういうふうで、できるだけまた市のほうからそういったいろいろな場面の想定も、私も今、市内のいろいろなところを見てまいりましたが、2メートル500は必要ないと、私は感じております。

それと、そういうことでまた今後とも気がついたら、そういう面をいろいろ公安委員会なりと話をさせていただきたい。

それから、西川の善波の交差点は、ぜひお願いしたいと思います。

これもなかなか、皆さんご承知じゃないかもわかりませんが、年間愛知県で設置の要望が出ているのが大体6,500件あるんです。6,500基ぐらいありますが、豊明市は聞いてみますと、大体1基あるいは2基、うまくいって2基、正規には1基。

この間も、熊野豊明線のあるところにももう必要だからというふうなことを愛知署では言っていました。「それがつくとはかにはつかないね」という話もしておきましたが、「何とかひとつ

お願いしますよ」と。

極力、今のついているところについてはLED、こういったものを多分見ていると思いますが、豊田市なんかへ行くともうほとんどLEDに変わっていますよ。豊明市にはLEDというのはほとんどないですよ。

こういったものも、やはりその担当職は少しぐらい気づいて見ておかなきゃいかぬですよ。この辺は本当に見にくい。朝、今太陽が低いですから、もう本当に危ない状態が続いております。運転すればわかると思いますが、今LEDで相当見やすいもの、それから大きな信号、こういったものができております。豊田市はさすがだなと思いますが、小さなところでももうLEDに変わっています。

そういったところも、市当局はやはり自分の市をいかによくしていくかということで考えていただきたいと思います。

そういうことでお願いすると同時に、市道、県道ともに、今、国道もそうですが、白線が、これはお金がないからと思いますが、もう見えかかっている。何か対策を考えていますか。

#### No.12 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.13 ○経済建設部長(三治金行君)

白線につきましては、年次計画でも既にやっているところと、それから先ほど申しましたように、いろいろな要望の中で随時やっております。

本年度は、11月現在ですけれども、約1万3,000メートルほどやっておりますので、これらと合わせまして、随時整備をしていきたいというふうに考えております。

終わります。

#### No.14 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

#### No.15 ○9番(石橋敏明議員)

では、そういうことで、今後引き続きお願いいたします。

それから勅使台の現場へ私も二度ばかり行ってきましたが、朝すごいですね。久しぶりに行きました。

あれも、「あそこで50キロは出し過ぎじゃないですか」と言ったんですが、これもちょっと歯切れが悪かったんです。「もう40キロに落としてくださいよ」という話もしてきました。けれども、スピードがすごいです。

それから、あそこを抜けていく車が物すごく朝は多いです。そういったものも含めて、今、道路に一部赤い色を塗ってもらっていますが、信号は先ほどの1日中使わないと、これも愛知署で聞きました。使わないんだけど、私は言うておきました。「1日中使わないのであれば、いろいろ考えられるんじゃないですか。例えば押しボタン方式でもいけるし、上から歩道ありとか、あそこはちょっと下り坂になっておりますので、そういったこともありますので、簡易的に、いろいろほかの方式も考えられるんじゃないでしょうか」と。ぜひひとつ、そういったことも考えていただきたい。現場を見てひとつお願いしたい。

とにかく子どもたちの安全は2つあるわけですが、藤田保健衛生大学のほうについては、3時過ぎから公園に出入りする子どもたちが物すごく多いということを聞いております。特に藤田保健衛生大学寄りが午後は非常に危ないということで、できたら両方つけてもらうとありがたいなど、こういうふうなことを地域の方が言ってみえました。

そういうこともありますので、そういったものを含めて現地を見られましたか、答弁してください。

#### No.16 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.17 ○市民生活部長(平野 隆君)

私が確認したのは、勅使台のちょうど市道と中央の集会所を曲がる角のT字路、T字路は向こうの西のほうにもありますけれども、その交差点の、あれはたしか歩行者の、今言われる手押し、押しボタンの申請があったときだったと思いますけれども、そのときに確認をいたしました。

終わります。

#### No.18 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

#### No.19 ○9番(石橋敏明議員)

それで、これに加えて今、市内で信号機の設置の申請はどれぐらい出ていますか。

No.20 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

No.21 ○市民生活部長(平野 隆君)

現在、歩行者用信号機の設置は、二村台の4区と7区の2区から要望書が出て、愛知署のほうに申達しております。

終わります。

No.22 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.23 ○9番(石橋敏明議員)

非常に大切なことですから、ぜひひとつつくように、話だけではいけません。やはりつけてもらわないと、つくことが大切ですから、これがつかなきゃほかの方法でも何かないかというように進めてもらわないと、熱意を持ってやらないとなかなかつきません。

本当に難しい。お金がないですとか、非常にそういった問題がありますので、熱意を持って設置すると、やってもらうということで努力していただきたいと、こう思います。

それから、これも言うておきますが、「もう団地内は白線が消えて、石橋さんどうしようもないよ」ということも言われました。

それもひとつできる方向で、それと計画、そういったものも、区長さんを通じてどういうふうにするということを明確にされれば、皆さんもある程度、安心といいますか、安心してまた生活もできるわけで、その辺の、「いや聞いていたけれども、ちょっと話してなかった。こういうふうにやりますよ」と、やはりそういうふうな話は流しておくべきだと思います。

ぜひ信号関係も、これは大切なことですから、よろしく願いをいたします。

都市計画のことはさておきまして、3番目の中学生の問題行動について質問させていただきます。

先ほど教育部長のほうからいろいろ、あれもやっています、これもやっています、結構なことです。やるのはいいんですよ。けれども、その成果、どういうふうな成果が出ていますか。

No.24 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。  
竹原教育部長。

**No.25 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

こうした、今申し上げましたようなことによる成果でございますけれども、具体的には、学校の教頭が各区長様のほうに文書を直接手渡しをして、区長様にお願いをして、区長様とのつながりができてきたとか、それから夏まつりのアナウンスや模擬店にボランティアとして多くの生徒が参加をしてくれている。

それから、三崎地区の運動会にボランティアとして多くの生徒が参加をしてくれた。

それから、二村台4区防災訓練に多くの生徒が参加をしてくれたというような等々の成果が出ているというふうに学校側から聞いております。

以上、終わります。

**No.26 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.27 ○9番(石橋敏明議員)**

ありがとうございました。

「多くの生徒が」、これが問題なんです。私はそういう言葉は余り好きじゃありません。それでは何名の方がやられたとか、そういうことでありますか、その辺お聞かせください。

**No.28 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.29 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

今申し上げました行事につきましては、地元のほうで実施をしていただいておりますので、学校側のほうで何名という人数までは把握をしておりません。

終わります。

**No.30 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.31 ○9番(石橋敏明議員)**

まあそういうことじゃいけませんわね、皆さんどう思われるか知りませんが。

それでは、10月25日に「元気な豊明中学校を支援する会」で、学校、PTA、これで150人。私も参加させていただきましたが、150人ではありません。あそこの体育館の上で生徒の様子を見たら、いいところ50人、こういう衣に包んだようなお話をされるから、物事というのはだめなんですよ。

それとその後、それでは何のフォローがありましたか。10月25日ですよ。電話番号もわかっている、名前も全部あれしましたからわかっているでしょう。ではこうして、まあ「ありがとうございました」と言ってほしくはないけれども、そういうことも学校との1つのコミュニケーション、それもない。文書1つ来ない。やりました、それでいいんですか。

答弁をください。

**No.32 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.33 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

今の「元気な豊明中学校を支援する会」以後でありますけれども、以後の取り組みとしましては、三崎区が12月に夜警をされるということでありますので、それにも参加をさせていただく。

それから、この発足式のときに統一立哨というのを行いましたけれども、これも冬季に実施をしたいという考えであります。

それから、これもこれからは季節、四季に1回は開催ができるようにというふうに考えております。

それから、より開かれた学校として、学校の情報を広く知っていただくために、現在、豊中で新聞を発行しております。学校の様子を詳しく書いた新聞をより広く、現在も区長さんのほうへお持ちして、回覧をしていただくようなことでお手間をとらせておりますけれども、より広くこの新聞も回覧をしていきたいというふうに思っております。

以上、終わります。

**No.34 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.35 ○9番(石橋敏明議員)**

余り責めてもいけませんけれども、要は心ある対策をやらないと、あれをやりましたと。いいですか、さっき言ったように、皆さん聞かれていると思いますが、地域での共有をしなきゃいけない、青少年健全育成との共有もしなきゃいけない、開かれた学校にしなきゃいけない必要があります。

もうすべて何ですか、こんなことじゃ、そのためにどういうふうにして、どういう結果を想定して、どういうふうにやりましたと。やってみて、これはだめでしたから、こういうふうにもたやりましょうというのは、これだけじゃないですよ。ただ、これ一つにそれだけやっていたら困りますから、それを勘違いされないように。

それともう一つ、今、中学校は3校ありますが、私がちょっと目につくのが豊中ですが、ほかの関係はどうでしょうか。

**No.36 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.37 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

豊明中学校以外に、こうした地域との協議会を開いていただいているという話は、ちょっとお聞きしておりません。

以上です。

**No.38 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.39 ○9番(石橋敏明議員)**

派出所の裏のほうで騒いでいるとか、こういったものが耳に入ってくるんですよ。それはどこですか、沓中なのかなとか、見たわけじゃないのでいろいろ模索するわけですが、もう2カ月ぐらいになりますか、朝4時半ころ、前後駅の碧信の駐車場に私は所用で車をとめた。

そうしたら、ちょうど1号線の多分名古屋方面からだと思いましたが、私が東を向けてとめていましたら、7人ぐらいの中学生が、多分中学生ですね、がやがやと行きました。で、前

後駅のほうに3台ぐらい行ったんですが、そこで何かちょっともめて、全部また引き返して1号線を下っていきました。

こんな時間に何をやっているんだ。多分、夜中中どこかでたむろしていたような錯覚に私は陥りますが、学校でそういう話がありましたので、ちょっとお話ししましたら、「うちじゃないでしょう。何か緑区のほうの学校じゃないですか」と、こういうふうなお話でございましたが、果たしてそうだろうかということがありました。

非常にそういった問題があるわけですよ。これは地域を含めて、それと学校にも対策をやっていただいております。授業も参観に行きました。

授業を参観に行きましたけれども、あれ何でしょうか、授業をサボって廊下を2人、3人でうろろしている。その子たちに1人ずつ先生がついて、皆さん現場を知っていますか、市長知っていますか、そういう状態なんですよ。

これは学校ですか。全部窓を開けていますから、あれはほかの生徒には影響はないですか。私はびっくりしました。

教育長、教育委員会はこういうふうにご考えておられますか。

#### No.40 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

#### No.41 ○教育長(後藤 学君)

何名かの問題行動を起こす生徒がいるということについては、学校のほうからも状況は聞いております。

それで、どういう原因でそういうことが起きているのかということです。そういったことも教育委員会のほうで尋ねております。家庭的な問題であったり、あるいは学校の授業についていけないというような問題があったりとか、そういったことが背景にあるということです。

先生方には、悪いことをしたときには厳しく接していただかなきゃいけない。これはもう当然のことですけれども、その生徒たちもそれなりに問題を抱えておりますので、生徒とよく心の通じるような人間関係をつくって対処していただくようにということで、お願いをしております。

それと、その生徒たちだけへの対応ということではなくて、学校全体の雰囲気落ち着いているとか、そういった雰囲気にしていかなければなりませんので、例えば「第九を歌う会」とか、そういった行事にも全校挙げて、みんなで協力し合って成功させるような、そういう取り組みをしていただくというようなこともお願いしておりますし、実際にその問題行動を起こしている生徒がそういった中で頑張っているような、そういう報告も受けております。

問題の根が複雑ですので、そう簡単に解決する問題ではありませんけれども、学校としては先生は頑張る、それから地域の人たちにもご協力をいただくということで一生懸命や

っておりますので、もう少し長い目で見守っていただきたいというふうに思います。  
以上です。

#### No.42 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
石橋敏明議員。

#### No.43 ○9番(石橋敏明議員)

それぐらいの認識ですか。「お願いしてあります」って、私は校長先生にもお話ししましたが、教員は授業をやったり、教えることが主目的ですよ。

今、どこもそういうふうな状態になって先生方も大変で、ノイローゼになっている先生もいる、休んでいる先生もたくさんいる。長い目で見てください、お願いしてありますと、それは教育長、おかしいと思う。私はどう考えても納得がいかない。

簡単なことじゃないんですよ。数人がと言いますけれども、その数人は現状、本当にかわいそうだと思う。それじゃ、1日でも2日でも汗水たらして、先生方はいろいろそういった時間をとっているんですか、とってないでしょう。

時間をくださいというのは、もう3年で卒業するわけじゃないですか。卒業したらいいというものじゃないでしょう。そういう考えでは私は納得できません。

子どもだって、まだ十分にできるわけ。だけど、勉強したい子もいる。その子自体も悩んでいると思うんですよ。もう少し真剣に半日、1日とってもいいじゃないですか。教師と、例えば親を呼ぶなり、その状況も個々にあると思います。そんなものは言っていたかなくても当たり前ですがね。子どもだって、問題があるからそういうふうになったんでしょう。

子どもだって、私たちも同じですが、物を考えておぎゃあと生まれてきたわけじゃないんですよ。生まれてからいろいろ家庭環境、社会の状況、自分の周りのことによって変わってくるわけでしょう。親の育児方法だとかいろいろあると思います。それで変わってきたんですよ。

子どもたちのためにももう少し考えてやってくださいよ。私も、夜7～8人、うちの前の公園でたむろしていますので、先だっても行きました。7～8人でたばこを吸っていますので、反面怖いですよ。だけど、便所を壊されていますよね。昨日から修理をしていただいています、行くと子どもたちは、「おれは帰るわ」とずっと帰った子もいる。ああこいつは利口だなと思った。私の周りで「おじさんこうだ」と言うのもいるし、後ろでたばこを吸って知らん顔しているのもいるし、いろいろです。子どもたちもかわいそうだなと私は思いました。

私は毎日、来た日、来ない日を今つけておりますが、子どもたちも病んでいる、悩んでいる。私もできたら、殴られてもいいけれども、やりたい。夜回り先生じゃないけれども、そこまではできませんけれども、そういったことをやりたいと思います。

教育長、それぐらいの認識ではちょっとどうかな。1日やそこら、汗水流してやったらどうですか。先生は教育をするのが主目的ですから、そういったフォローはやはり家庭、地域で、本当にやらなきゃいけない。そうでしょう。それを待ってください、時間をくださいでは、子どもたちは一日一日待ってないですよ。そんなことしていたら悪いことばかり覚えていくじゃないですか。

もう少し真剣にやってください、私はそう思う。その気持ちでずっと思い続けている。子どもたちへの接し方、いつごろからこういう状況が出てきたか、どういうふうに認識していますか。

#### No.44 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

#### No.45 ○教育長(後藤 学君)

顕在化してきたのは、ご承知のように昨年落書きの問題がありました。3回も続くというようなことがありました。

学校のほうもこれではいけないということで、これはもう学校だけで手に負える問題ではないということで、地域の方に学校の状況も全部見ていただいて、そしていろいろご提言もいただいて、地域と学校が協力し合ってやっていこうということです。

石橋議員もそういった学校のほうから、地域の懇談会等を催した場合には参加していただいて、いろいろ貴重なご意見をいただいておりますけれども、そういったご意見を聞かせていただいて、その中で、先ほど部長が言いましたように、例えば学校新聞を地域の保護者だけではなくて、ほかの方にも見ていただくとか、あるいは学校の様子を月に2回公開して地域の方に来て見ていただく、そこで気がついたことは何でも言っていただくというような努力をしておられます。

学校のほうは、学校でできることは一生懸命学校でやる。そして地域の皆さんも、懇談会の中で地域でできることは、地域のほうに学校も遠慮せずに言ってくれというような、そういう温かいご意見もいただいております。それは、地域の皆さんにも協力をしていただくということで一生懸命取り組んでおりますので、決して手をこまねいて見ているということではございませんので、その点は十分ご理解いただきたいというふうに思います。

#### No.46 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.47 ○9番(石橋敏明議員)

この問題は、私も憤りをずっとこの1年ぐらい感じております。

その前は、これは本当に失礼な話だと思いますが、私の姻戚関係の者から聞いた話ですが、東京で学級崩壊、そういうものがあつた。お父さん、お母さんたちが何人ずつですか、毎日授業参観に行ったら、半年もしないうちにぴたりと直つた、こういう実績があるんです。

中学校も、先生が悪いと言うんじゃないですが、いいとも言えない。今までそういうことは全くなかつたじゃないですか。

うちの前の公園なんかでも、私は今の校長にも言ったことがある。学校の周りにはあれは何ですか、草むしりぐらいさせてくださいよ。あれを気がつきませんか。

豊中の前の校長先生は、私のところまでごみ拾いに来ていた。地域のそれを、校長先生も一緒に来ていた。だれと言わなくてもおわかりだと思いますが、校長先生がかわつてから最近全くやらない。校長先生がかわつてからこういうふうな状態になつたと、私はそう思つている。

それから東京の事例も、担任もかわりました。現実によくなつてゐるんです。だから、そういうことも教育長、やはり荒療治をしなきゃいけないということは、言わなくてもわかりますよね。そういうことだつてあるんです。

私もいろいろな高校だとかいろいろな学校に行きます。それは、先生で物すごく違いますよ。これは私は、だれから言われても引き下がりません、現実には私を見てきていますので。学校では教師によって物すごく違います。ぴりつとした先生だと全然違う、子どもたちの顔色が違う。

前に豊中に行ったら、我々に対して生徒がみんなあいさつをしていた。ほかにもそうだと思いますが、本当に気持ちよかつた。今行つたつてあいさつもしないですよ。

教育長もこれは責任を感じてください、小学校も中学校も。

それともう一つ、ちょっと時間があれですが、先だつて朝、県の教育委員会と言つていました。黄色い帽子でおりましたので、だれかな、見たことがないなと思つて、後からちょっと「どなたでしょうか、ご苦労さんです」と言つたら、県の教育委員会と言つていました。

それで、何でいたかという、「10月25日に『元気な豊明中学校を支援する会』をつくつたらしいですね」ということで、要するに調査。「悪いですな、あいさつをしないですな」と言つていましたよ。名前も聞いていませんので、どなたか知りません。

昨年の暮れかなんかにも1回来ていました。「ああ、昨年来ていましたね」という話をしましたが、「豊明は悪いですね、一番悪いです」とはつきり言われました。

あいさつ運動つて、部長、何年やっているんですか。朝のあいさつ、それでもあいさつがない。さわやかひと声運動、冗談じゃないですよ。現実には動いてないじゃないですか。それも気持ちよくできるようにやはりやるべき。

それには家庭教育が一番だと思います。あそこにお母さんたちが来ますが、うちで子ど

もさんとあいさつをしていますか、夫婦であいさつをしていますか。ほとんどの方はやっておりません、10人いたら10人とも。

そういう状態でさわやかひと声運動、冗談じゃないと思う、簡単にそんなのやっていると言わんでください。どう思いますか、答弁をください。

**No.48 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.49 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

あいさつ運動につきましては、今、年2回、日にちを設けて実施をして、これが日常できるような形にしたいということで、年2回実施をさせていただいております。

そういう実態があるとすれば、今後は、今いただいた貴重なご提言を今後の課題として取り組んでいきたいと思いますが、今一生懸命、先ほど「元気な豊明中学校を支援する会」ということで、地域の方が非常に積極的に参加をしていただけるようになりました。

ですので、学校と家庭とPTA、それから地域の方々とスクラムを組んで、この問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**No.50 ○議長(矢野清實議員)**

残り時間が3分を切りましたので、簡潔にお願いします。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.51 ○9番(石橋敏明議員)**

すみません、ちょっと私も今まで腹に据えかねていたことを、きょう偶然にも爆発しそうになりまして申しわけありませんが、子どもたちも病んでいます。本当にこの子たちもかわいそう。だから極力、現実的にやれることを、口だけでなく、一つずつでもやはり定着した、地に足をつけた行動、そういったものをやっていっていただきたいと、こう思います。

時間もあれですが、都市計画、これについては一つ申し上げておきますが、都市計画マスタープラン、こういったものがいろいろどこもあるので、もちろんそれによって開発していくわけですが、これも述べましたように、何か工場誘致のいい話があった場合に、豊明市の場合はやれない。

今こっちを見ますと、大府市はどんどん開発されてじゃんじゃん入ってくる。豊明市は全くない。これは何が原因ですか。

これは、市長ちょっとお願いします。

No.52 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.53 ○市長(相羽英勝君)

唐突に言われてもなかなか難しいところがあるんです。

これは3つぐらいの要素がありまして、まちに活力を持ってくる源泉というのは、やはり人が集まるということ、雇用ができるということ、そういうことが1つあると思うんです。

それからもう一つは、地域の人に協力をいただくというか、ご理解をいただいて、まちづくりの一助を担ってもらう、そういうことをもっと浸透させなきゃいけない。

場合によっては、広いところの一面を抜けがけみたいな形でいってしまうというようなところだってあるわけでありまして、ここら辺のところと、それからやはり我々がもう少し知恵と工夫を出すと、そういうことだろうと思います。

それから、石橋議員がちょっと教育委員会のことを言われましたので、私は一言だけ申し上げます。

今まで教育委員会も一生懸命やってきたということで、今、現実があるわけでありましてけれども、私は少し視点を変えないといかぬと思っているんです。

ということは、当事者というのは学校の校長先生であり、先生であるわけです。我々地域、あるいは行政というのは、三位一体で学校教育をやっているわけでありましてけれども、教育長にしても、教育部長にしても、現場の一線で生徒と向き合っているわけじゃありませんので、ここら辺のところは少し議会のあり方だとか、参考人とか、いろいろよくそういうところも工夫をさせていただいて、学校の当事者というんですか、直接おられる方から意見を聞くとか、そういうような仕組みもつくっていくような検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

No.54 ○議長(矢野清實議員)

これにて、9番 石橋敏明議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時3分休憩

午前11時13分再開

No.55 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 平野龍司議員、登壇にてお願いいたします。

#### No.56 ○7番(平野龍司議員)

議長からご指名をいただきましたので、質問させていただきます。

トップバッターの石橋議員がすばらしい質問をされましたので、負けないように頑張って質問したいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、子どもショートステイとトワイライトステイについて質問いたします。

核家族化が進む中、お母さんたちの子育て支援の一環として、子どもショートステイ並びにトワイライトステイの事業推進の強化を提案いたします。

育児疲れによる虐待や、育児放棄による痛ましい事件をテレビ、新聞等で目にするたびに、どうしてこんなことが起きるのか、胸を痛める思いでございます。

昨日で終了しましたが、11月は皆さんご存じのように児童虐待防止推進月間で、オレンジボンキャンペーンが行われました。

児童虐待は、本来子どもを守るべき立場である保護者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長、発達を損なう行為です。保護者にとってしつけでも、子どもの心を傷つけたり、子どもが苦痛を感じていれば虐待になります。

以前にも児童虐待について質問させていただきましたが、その対策はなかなか進んでいないように思います。

そうした保護者の負担や子どもたちに手を差し伸べることは自然で、当たり前のことで、行政としての政策が必要ではないでしょうか。

子どもショートステイは、保護者が病気、出産、けがなどで入院する場合、または心身的に、精神的に非常に疲れた、そういった理由で体調不良のときに、また冠婚葬祭等のため不在となる場合、また事故、災害により子どもの養育が困難な場合、こうしたときに近くに親や親戚がいない、友人にも頼めないなど、育児が一時的に困難になった子どもさんを一定期間受け入れる事業です。

これの要件として、それぞれの自治体によって事情がありますから、本市に合った受け入れ体制を決めればよいと思います。

また、受け入れ先としては、子育て支援センターが適当と思いますが、一定の資格、要件を満たした一般家庭に登録をしていただき、受け入れをお願いする方法もあると思います。

当局の見解をお示してください。

次に、トワイライトステイについてお聞きします。

これも、ショートステイと要件は同じようなものですが、宿泊を伴わない事業で、保護者が仕事や病院の通院などのとき、一時的にお子さんを預かる事業です。

既に一時預かり保育、学童保育等を行っていると思いますが、夜間保育まで事業を拡大してはと思います。

こうしたことも児童館や保育園、または登録された一般市民の家庭で対応すれば、安心して仕事や用事を済ませることができると思います。

このことも当局のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、エコキャップ・廃食用油の回収と再利用についてを質問いたします。

この運動はご存じと思いますが、ペットボトルのキャップを回収し、恵まれない世界の子どもたちの命を救うワクチンにかえることができます。

こうした運動は、本市でも一部の方や福祉団体や学校で行っていますが、一般家庭においては、現状プラスチックごみとして分別、資源ごみ回収の日に集積場に出しています。

これをキャップだけ分別し、1カ月に一度回収し、その運動を全市的に展開してはと思いますが、当局の見解をお示してください。

次に、廃食用油の回収と再利用についてでございますが、現在は、回収ステーションで回収し、精製した油をパッカー車等に再利用されていますが、一般家庭に浸透されておらず、廃油処理に苦勞されているご家庭もたくさんあると思います。

回収ステーションまで持ち込むことができずに、固めたり、新聞紙にしみ込ませたりしてごみに出しております。中には、そのまま排水路に流してしまう人もいます。

こうした困っている人たちのためにも、資源ごみ回収日に、ペットボトルに入れて地域の集積場で回収したらいかがでしょうか。

現状と今後の取り組みについて、当局のお考えをお示してください。

最後に、豊明市職員採用についてお伺いいたします。

現在、本市の財政をかんがみ、段階的に削減し、最終的に491名までにする方針には、一定の理解と評価をいたします。

現在、在籍している職員は何名ですか。そのうち、豊明市内に在住している職員は何人いますか。

また、来年度採用予定の内定者は何人でしょうか。またそのうち、市内在住者は何人でしょうか、お答えいただきたいと思います。

議員が人事のことに口を出すべきでないとは思いますが、このことを取り上げたのは、いつ起きてもおかしくないと言われております東海・東南海地震、または台風、東海豪雨のような大災害のとき、市としての対策本部を立ち上げて、いち早く市民の安全・安心を図らなくてはなりません。

そんなとき、いち早く駆けつけ、災害対策を協議し、市民への指示、誘導をする必要があります。

特に各部署のトップである部長職の方、中でも防災関係の消防長、市民生活部長は、市内在住の方でないといけません。

大災害が起きれば、公共交通機関はストップし、また道路も各所で寸断され、通行どめ

になることが予測されます。市外在住の職員については、情報も遅れがちになり、駆けつけることも遅れがちになることが心配です。

今後、こうしたときの対処の方法をどのように考えているか、お示しいただきたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わりたいと思います。

#### No.57 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.58 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より、子どもショートステイとトワイライトステイにつきましてご答弁を申し上げます。

現在、子育て支援の取り組みにつきましては、次世代行動計画に基づき実施をいたしております。

虐待や育児放棄などがあれば、児童相談センターと連携をとり、一時保護の措置をとっております。

また、冠婚葬祭や親の病気などでは、全保育園で緊急一時として受け入れをいたしております。

また、トワイライトステイにつきましては現在、館保育園、二村台保育園、むつみ保育園、マミーナ保育園で午後7時までの保育を実施しており、児童館につきましては、児童クラブを午後6時まで実施いたしております。

それ以降につきましては、必要な方にはファミリーサポートセンターを利用させていただいておりますので、現在のところは、今以上の時間延長は考えておりませんので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

終わります。

#### No.59 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

#### No.60 ○経済建設部長(三治金行君)

それでは、エコキャップ・廃食用油回収の再利用についてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

最初に、エコキャップについてでございますが、現在、エコキャップはプラスチック製容器包装の資源ごみとして回収をしております。

その後、日本容器包装リサイクル協会が指定する業者へ持ち込み、資源として利用されているところがございます。

本市では、エコキャップだけの回収については、各学校やNPO法人が取り扱っているケースが多く見られ、その団体への協力や、趣旨に基づくPRなどの啓発については、検討させていただきたいというふうに思っております。

次に、廃食用油の回収につきましては現在、平日は清掃事務所と株式会社中西、それから土曜日には株式会社中西、第2、第4日曜日には市役所駐車場において、資源ごみ回収時に容器を設置して回収をしているところがございます。

ご提案の各地区の回収につきましては、地域住民の理解が必要と思われるので、地域の役員だとか、それからごみ減量推進員の皆様のご意見を参考にしたいというふうに考えております。

終わります。

#### No.61 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

#### No.62 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、質問の3点目、豊明市職員の採用について回答をしていきます。

初めに、今の職員数の総数は全部で515名になります。このうち、284名が市内在住の職員となります。率で申しますと55%が市内在住の職員となっております。

それから、来年度の採用予定者は、新規の職員は全部で21名になります。今回は約3分の2が市内在住の職員採用という結果になってきます。

任用については、公務の平等公開と成績主義の原則に基づくものでありますので、住所地によって左右されるものではないことは、平野議員もこれはご承知のとおりだと思います。

ただ、こと災害対策にのみ限定してみれば、平野議員のご心配のとおり、現状を踏まえた対応というものも考慮すべきであるとは思いますが。

市の防災体制は、非常配備編成表に基づき備えをしておりますが、現地連絡所設置要員は直近職員を配置し、迅速な対応を目指した編成を意図しております。

また、市外の職員でも、市内居住者の職員より近い職員もいるように、多くの職員がそう遠くない距離にありますので、市内外の条件差はそれほど大きくないものと考えておりますが、平野議員のご質問も踏まえ、市民の皆様にご安心していただけますよう、引き続き防災体制の向上を図っていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.63 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
平野龍司議員。

No.64 ○7番(平野龍司議員)

それでは、再質問をさせていただきます。  
初めに、ショートステイとトワイライトステイについてでございますが、先ほどご答弁いただきまして、今回は児童、幼児の虐待と、それから子育て支援という2つの点を考えて質問したいと思います。  
現在、ショートステイ、いわゆる宿泊を伴う子どもさんを預かるという事業は行っていないということでございますが、育児疲れ、育児ノイローゼ等で虐待や育児放棄等が時々報道されております。  
こうしたお母さんたちの負担を少しでも減らしてあげようと、行政が手を差し伸べるのは当然だと思います。  
育児に関しては、夫婦が力を合わせて行っていかなければならないと思いますが、どうしてもお母さん方への負担が大きいかと思います。  
1つお聞きしたいのですが、宮田部長にお聞きしたいのですが、豊明市の職員の中で、平成21年度から結構ですが、育児休暇をとられた男性の職員については、今日までどれぐらいおりますでしょうか。

No.65 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。  
宮田行政経営部長。

No.66 ○行政経営部長(宮田恒治君)

女性はみえますけれども、こと男性に関しての育児休業の取得者については、21年度から現在までございません。  
終わります。

No.67 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
平野龍司議員。

No.68 ○7番(平野龍司議員)

今のご答弁のように、男性が育児にかかわることが非常に少ない。ほとんど女性、お母さん任せというような育児の現状だと思います。

こうしたことで、お母さん方は小さい赤ちゃんについて、四六時中目を離せない、つきっきりの状態ということで、もう育児疲れになり、それが虐待や育児放棄につながっていくんじゃないかというふうに思われます。

現在、ショートステイについては、一般家庭というか、ファミリーサポートセンターに登録された方に対して、宿泊の契約というか、お願いというか、そういうものは可能でしょうか。不可能というか、無理というか、そこら辺はどうでしょうか。

No.69 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.70 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

現行のファミサポの利用につきましては、午前6時から午後10時ということで、宿泊については現行では利用ができません。

終わります。

No.71 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.72 ○7番(平野龍司議員)

先月ですけれども、会派のほうで、東京都内でこういったショートステイ、トワイライトステイについて勉強をさせていただきまして、東京都内においては、ほぼ全区においてこういった事業を行っております。

区でそういった施設がないところは、近隣の区に委託をして、そちらで事業を行っていただくというようなことをやっておりました。

地域的に事情は違うと思いますが、育児疲れによって2~3日リフレッシュしたいというお母さん方もいるんじゃないかというふうに思います。

こうした子育ての観点で、今後そういったシステムというか制度は、東京都内でも余りショートステイ、泊まりで預かるという件数はそんなには多くなかったと思いますが、利用者があるなしにかかわらず、こういった制度をつくっておくということも今後必要じゃないかと

と思いますが、今後そういった事業、子育ての支援の関係で事業を考えていくということはあるかないか、お答えいただきたいと思います。

**No.73 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.74 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

議員の視察されました東京のいろいろな事情等も調べさせていただきましたが、やはり40万とか50万とか、そういった人口の中でショートステイの定員が1名だとか、そういったことで、現実的にはなかなか難しい対応だと思います。

現在、豊明市の場合ですと、そういった需要につきまして、特にたくさんの方から要望をお聞きしておりませんので、その育児ノイローゼなどによる場合、育児疲れにつきまして、現行の一時保育の中のリフレッシュ保育だとか、それからファミサポ等の利用をさせていただきたいと考えております。

終わります。

**No.75 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

**No.76 ○7番(平野龍司議員)**

一時預かりとか児童クラブ、その他ショートステイじゃなくてトワイライトステイのほうですが、現在は夜7時まで、児童クラブは6時までということでやっておられるようです。

それ以後はファミサポと契約した家庭で預かっていただくということですが、市民の要望として、夜7時以降も預かってほしいとか、例えば児童クラブですと6時までで、特にこれは低学年だと思いますが、6時以降も預かってほしいとか、そういう要望とかはあるかないか、お知らせください。

**No.77 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.78 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

現在、時々お聞きいたしておりますのは、児童クラブが6時ですね、これを1時間ぐらい延長してほしいと、そういったようなお話はお聞きをいたしておりますが、多数の意見ではお聞きはいたしておりません。

6時、7時ぐらいからは親子で家庭で一緒に過ごしていただくという、そういったことをやはり皆さんはお考えのようでございますので、多くの意見はお聞きをいたしておりません。終わります。

**No.79 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

**No.80 ○7番(平野龍司議員)**

我々の会派においてもトワイライトスクールとか、そういった要望も以前から出してありますが、児童クラブ等で6時までというのは、余りにも短いんじゃないかというふうに思いますので、この時間延長というのを、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、ファミリーサポートセンターの契約というか、お願いしている家庭ですね、この方は現在、何名ほどおみえになりますか。

**No.81 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.82 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

依頼会員と提供会員とを合わせまして、今年の3月末現在、631名でございます。

終わります。

**No.83 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

**No.84 ○7番(平野龍司議員)**

この631名の登録されているファミサポの契約ですけれども、契約方法によっては、時間延長または宿泊で預かるということは可能ですか、どうですか。

No.85 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.86 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

現行の制度では、先ほど申し上げましたとおり、午前6時から午後10時までの契約しかできないことになっております。

終わります。

No.87 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.88 ○7番(平野龍司議員)

午後10時までには可能というお話でございますので、こうした事業を児童虐待防止と子育て支援ということで、今後多少でもお母さん方の負担を軽減していただけるような施策をとっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、エコキャップと廃食用油についてお聞きします。

このエコキャップ運動については、学校教育課、環境課、それから福祉課、3つの課にまたがって運動を展開していかなくやならないということでもあります。

何分、市役所の縦割り行政の中で、先日もこの代表者の方とお会いしてお話をしましたんですが、課がまたがっているから、なかなかうまく話が進まないというようなお話もあります。

最初にお聞きしたいと思いますが、このチラシ、「エコキャップ運動を知っていますか」というチラシですけれども、学校教育、環境、それに福祉の担当の各部長は、このチラシを見たことがあるかないか。

それから、あるとすれば内容を理解しているかどうか、そこら辺を3人の部長にお聞きしたいと思いますので、お願いします。

No.89 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.90 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

今見せていただいたチラシは、今初めて見させていただきます。

ただ、エコキャップ運動の内容につきましては、承知をしているというふうに思っております。

以上で終わります。

**No.91 ○議長(矢野清實議員)**

神谷健康福祉部長。

**No.92 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

そのチラシについては拝見させていただいております。

それでその内容で、キャップ 400 個で 10 円、800 個で 20 円のワクチンが提供できるというような内容についても、承知をさせていただいております。

終わります。

**No.93 ○議長(矢野清實議員)**

三治経済建設部長。

**No.94 ○経済建設部長(三治金行君)**

私としても承知をしているところでございます。

今、健康福祉部長のほうからお話がございましたように、趣旨的なこと、それから内容のことについても、承知をしているところでございます。

終わります。

**No.95 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

**No.96 ○7番(平野龍司議員)**

3人の各部長は、内容のご理解されているということでございますので、もう一度この内容というか、エコキャップ、ペットボトルのキャップですね、これについてメリットというか、そういったことを踏まえながら質問させていただきます。

このエコキャップ運動というのは現在、一部のボランティアの方、今は2名の方が代表で立ち上げて、輪を広げているというような状態でございますので、行政として少しでも手助

けができたらなということを思っております。

先ほど健康福祉部長が言われたように、キャップ 800 個で1人分のポリオワクチン、小児麻痺等に使うポリオワクチンが1人分買える。800 個というのは大体2キロぐらいです。

このキャップを再生の会社に持っていきますと、再生品の材料として、その会社からキロ 20 円、協会のほうに納められるわけです。そういった運動をしております。

また、学校教育のほうにおいても、環境教育として、子どもたちの環境意識が高まるという成果があります。

また、環境のほうでは、CO<sub>2</sub>の削減、現在、豊明市においてはプラスチックごみで燃やすことなく再生されていると思いますが、全国では燃やしているところがかかなりあります。

これは、400 個燃やすごとに 3,150 グラムのCO<sub>2</sub>が出ます。これを再生することによって、こういったCO<sub>2</sub>の削減にも役立つというふうに思います。

また、福祉のほうに関しては、この収集したキャップを、キャップについているシールをはがしたり、色別に分別したりということで、福祉施設の就労支援、こういったこともこの会社が行っていることです。

現在は、1キロ 25 円ぐらいの手当がいただけるということでございますので、これも就労支援に十分役立つのではないかとこのように思います。

現在、ペットボトルは日本中で年間 190 億本販売されております。1人当たりに直しますと、年間 160 本だそうです。

これで回収されるのは、ペットボトル本体は大変回収率が高いと思います。現状では 77.9%、約 78%回収されております。

ただ、キャップに関しては非常に少なく、現在7%しか回収されておられません。

こうした運動は、小学校、中学校の子どもさんの児童会、生徒会の活動によって展開されているところが多いです。

企業においては、今はトヨタ生協とか、そういったところが非常に力を入れてやっております。

現状の学校でのこういった運動を行っている学校、それと実績がわかりましたら、お知らせください。

#### No.97 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.98 ○教育部長(竹原寿美雄君)

学校での回収状況でございますけれども、現在、小学校9校のうち、8校が全校単位で回収をしております。

それから、中学校3校は、3校とも全校単位で回収をされております。

小学校の残る1校は、学級単位でということをやっているようですので、全小中学校で回収運動に対応しているというふうに聞いております。

それから、実績ですが、この回収運動は20年度から始まったということで、数量的には、おおよそですが、小学校では33万個、それから中学校では25万個というような状況であります。

終わります。

#### No.99 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

#### No.100 ○7番(平野龍司議員)

小学校9校のうち8校でやっているということは、既に大分この運動が浸透してきたかなと思えますが、まだまだ豊明市においては、この運動が停滞しているというか、伸びる余地がたくさんあると思えます。

そこで、このキャップを、各分別収集の日に集積場に一般家庭の人に持って行っていただく。そして、そのキャップを子どもが担当を決めて集積場の責任者の家に取りに行く、そういった活動も展開していったらどうかというふうに思います。

そこら辺のところは、環境課というか、対応は可能でしょうか、どうでしょうか。

#### No.101 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.102 ○経済建設部長(三冶金行君)

今、集積場所と集積については地域のほうにお願いしているところでございますので、地域の役員さんだとかごみ減量推進員さん、こういう方がみえますので、そういう方と相談して進めていくことであれば、協力できるかなというふうに思っております。

終わります。

#### No.103 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.104 ○7番(平野龍司議員)

それと同時に、各商店街、スーパー、コンビニ、そういった場所に回収ボックスの設置ですけれども、このボックスは別に指定されたものでなくても結構です。ただの段ボール箱でも結構ですので、そういった設置をお願いするということは、行政として各店舗とか公共施設、そういったところへお願いすることはできますか、どうですか。

No.105 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.106 ○経済建設部長(三冶金行君)

このエコキャップ運動の趣旨というのは、子どもを助けるとか、環境問題というものも含まれておりますけれども、各団体が今進めているところでございますので、行政ということではなく、各団体のほうへのお願いの中で進めていただければ、その中で協力できる部分は協力してまいりたいというふうに思っております。

終わります。

No.107 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.108 ○7番(平野龍司議員)

最後に、福祉のほうの部長にお伺いしたいんですが、回収したキャップのシールをはがしたり、色別に分別する作業、これについて、障がい者ですとか、そういった方の就労支援に役立てたらどうかということもありますが、現在、社会福祉協議会でも回収しておりますので、そういったこともできるんじゃないかというふうに思いますが、そこら辺のお考えはどうでしょうか、健康福祉部長。

No.109 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.110 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

大変貴重なご提案ありがとうございます。

もうご承知のとおり、この8月1日に総合福祉会館の2階に、知的障がい者の方の新しい作業所、コラボルがオープンをいたしました。最近の景気低迷によりまして、コラボルも含めまして、市内各作業所の仕事が不足いたしております。

議員がご提案のこの仕事につきましては、簡単な作業であるようでございますし、また社会貢献にもつながるということで、大変よい仕事かと考えておりますので、市内各作業所に積極的に紹介をしてみたいと考えております。

終わります。

**No.111 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

**No.112 ○7番(平野龍司議員)**

大体のご答弁をいただきましたが、最初に申しましたように、これは学校教育とか、環境とか、福祉にまたがった運動展開だと思います。

ボランティアの方が、どこを窓口にしたらいいかというようなことも、迷うというか、あっちへ行ったり、こっちへ行ったり、あっちで相談、こっちで相談というふうになりますので、窓口を一本化できないかというふうに思いますが、どなたか、部長でご答弁いただけますか。

**No.113 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

三治経済建設部長。

**No.114 ○経済建設部長(三治金行君)**

今の趣旨から申しますと、やはりエコキャップということでございますので、何らかの形のご相談というのは環境課でよろうかというふうに思っています。

そこからつなぐということになりますけれども、環境課のほうが適当かなというふうに思っています。

終わります。

**No.115 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
平野龍司議員。

**No.116 ○7番(平野龍司議員)**

それでは今後、環境課のほうを通してご相談するというので、そこから各方面に働きかけをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、廃食用油の回収についてでございますが、最初に申しましたように、回収場所が非常に限定されているということで、各地域の家庭の方々、お年寄りの方々が、そこまで持っていくというのは非常に大変だということでございます。

現在、その集めている状況ですね、これで燃料として利用されているのはどれぐらいでしょうか、お答え願います。

**No.117 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
三治経済建設部長。

**No.118 ○経済建設部長(三冶金行君)**

21年度で申しますと、全体で約1万1,000リットルでございますが、そのうち廃食用油から使われているのが約8,000リットルでございます。

終わります。

**No.119 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
平野龍司議員。

**No.120 ○7番(平野龍司議員)**

利用しているのはパッカー車2台だと思います。

ただ、この要らなくなった油を市として再利用する、それだけじゃなくて、地域の方が処分に困るという声も聞きますので、この処理をするしないにかかわらず、一応集めていただいて、現在の精製処理ができなければ、市として処理、廃棄でも焼却でも結構でございますが、そういった活動、活動じゃないけれども、油を市民の方から回収していただけるような施策というか、そういうものは今後展開されていくかどうか、お聞きしたいと思います。

No.121 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.122 ○経済建設部長(三冶金行君)

最初のご答弁でもさせていただきましたように、平日、土曜日、それから市で行っていません、第2、第4日曜日に市役所のところでやっているところがございます。

今のご質問の中では、もう少し幅広くというようなお話だというふうに思っておりますけれども、特にそのBDFに使われるのは植物油ということでございます。

その集められるところにおいては、特に動物性だとか、それから粗悪の植物油が入っております。こういうものについては使えませんので、そちらのほうでは使っていないということでございますけれども、全般的に申しますと、まだ現在のところ、そのBDFの利用ということを主眼に考えておりますので、各地区の廃食用油についての回収については、現在行われております平日、それから土曜日、それから第2、第4日曜日でやっております各施設のほうでということで、PRなどをさせていただいて図っていきたいというふうに思っております。

終わります。

No.123 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

No.124 ○7番(平野龍司議員)

この廃食用油については、ごみ収集の市が出しているパンフレットですね、あれには入っていないんですよ。

そういったことについても、今後、取り扱いはこういうふうにしますよというような、ごみ収集のパンフレットにも載せていただきたいなというふうに思います。

また、そういったお年寄りとかひとり暮らしとか、そういったことで、なかなか回収ステーションとか市役所とか、そういうところに持っていけない方もみえるかと思っておりますので、今後、前向きに考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、豊明市職員採用についてですが、これは危機管理対策というふうに変えたらいいじゃないかというふうに思います。

先ほどの答弁で、職員の市内在住者が約55%、別に市内在住にこだわるわけではございませんけれども、優秀な人材を市外からたくさん入れていただくということは、豊明市に

とってプラスになることだというふうに思いますので、どんどん市外の方も採用していただいていいんじゃないかというふうに思います。

しかしながら、各部署で、次長、部長クラスになってまいりますと、大変責任も重くなってまいります。特にこの危機管理体制については、十分に検討していただきたいというふうに思います。

現在、ここの議場におられる職員の方、市長、副市長、教育長の特別職の方は除きますが、15人の職員の方がおみえになりますが、そのうち、市内在住者は7名ですね。

違いますか、担当部長どうですか。

#### No.125 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.126 ○行政経営部長(宮田恒治君)

この議場の中には、部課長を含めると多分16名いると思います。そのうちの約半数が市内、ちょうど半数ぐらいが市外の職員になっていると思います。

終わります。

#### No.127 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

#### No.128 ○7番(平野龍司議員)

議会事務局長を含めると16名だと思いますが、議会のほうは除きまして、提案のために出席要求した職員の方で一応15名だと思います。そのうち7名、半数以下でございます。

危機管理上、先ほど言ったように、直ちに役所に集結して災害対策本部を立ち上げなければなりません。こういった現状について、副市長、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お答えいただきたいと思います。

#### No.129 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

石川副市長。

#### No.130 ○副市長(石川源一君)

防災対策につきましては、今ご質問のとおり、今いる職員を市内の者、市外の者と入れかえるわけには当然いきませんので、大変困った部分もございますが、できる限りの知恵を絞って人事構成をしてみたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**No.131 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

平野龍司議員。

**No.132 ○7番(平野龍司議員)**

人事のことでございますので、私が余りとやかく言うあれではないと思いますが、一応こういった危機管理において、直ちにこういう市役所に駆けつけられるという立場に立たれた方々、部長、次長の方々は、豊明市に引っ越してくるぐらいの意欲があればなというふうに考えております。

現状、部長になられた方でも、恐らく2年、3年で定年を迎えるかと思えます。私が議員になって最初から部長をやってみえるのは、宮田部長お一人じゃないかと思えます。

そういった関係上、特に人事にどうこう言うわけじゃありませんが、先ほど言ったような危機管理体制、これをいかにして進めていくか、どのような方針でいくか、最後にその危機管理体制の今後の方針について、答弁を願いたいと思えます。

**No.133 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

平野市民生活部長。

**No.134 ○市民生活部長(平野 隆君)**

大きく分けておおむね地震災害と風水災害、まさに市の地域防災計画に定めたとおりの職員の配置、それから役割等々を決めてございます。

総体的に申し上げますと、最初の話の職員の市内在住、市外在住という話につきましては、事の大きさによってランク的に人の参集割合を、今、防災計画上決めておりますけれども、もうできる限り早く判断する、参集を早める、招集を早めるという対応が一つできるかと思えます。

総じて言いますと、地域防災計画に基づいてしっかりやっています。

終わります。

No.135 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
平野龍司議員。

No.136 ○7番(平野龍司議員)

各方面にわたり、いろいろと答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。  
この危機管理対策というか、市民が安心して暮らせる豊明市にしていいただきたいというふうに思います。  
それと最後に、市の職員の教育についてですが、先ほど石橋議員も言われましたようにあいさつ運動ですね。市民の方が市役所におみえになって、顔を知っている方は頭を下げてあいさつされると思いますが、知らない方に頭を下げない職員というか、あいさつをしない職員も中にはいるかと思しますので、そこら辺の教育もしっかり今後進めていっていただきたいというお願いを最後にいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。  
ありがとうございました。

No.137 ○議長(矢野清實議員)

これにて、7番 平野龍司議員の一般質問を終わります。  
ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時7分休憩

午後1時15分再開

No.138 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。  
4番 一色美智子議員、登壇にてお願いいたします。

No.139 ○4番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。  
1項目、学べる環境の整備について。  
児童生徒が十分に学べる環境の整備「教科書のバリアフリー化」についてお聞きいたします。  
1番、発達障がいなどで文字を読むことが困難な児童生徒の学習支援に、マルチメディア教材の活用についてお聞きいたします。

発達障がいを抱えた児童生徒への支援ツールとして、新たに開発されたマルチメディア  
デージーというものがあります。

デージーは、もともと視覚障がい者のための録音テープにかわるものとして開発されまし  
た。これをさらに、文字と音声と映像を組み合わせたものがマルチメディアデージーです。

パソコンで音声を聞きながら、同時に文字や絵や写真を見ることができ、読んでいる箇  
所がハイライトされるので、どこを読んでいるのかがわかるようになっています。

例えばカラオケを歌うとき、画面の文字の色が変わっていくようなイメージです。

公明党の推進により、平成 20 年6月に教科書バリアフリー法が成立したのを機に、デイ  
ジー教科書は、同年9月から財団法人日本障害者リハビリテーション協会が、ボランティ  
ア団体の協力を得て、それを必要としている児童生徒に広く提供をしております。

通常の教科書1冊分がCD-ROM数枚分に収録されます。印刷物だけでは情報を得る  
ことができなかつた人たちへの支援ツールとして活用が始まっており、将来はLDや発達障  
がいのある人だけでなく、高齢者を始め、すべての人に活用を試みる調査研究が、平成  
21 年度より文部科学省で実施されております。

デージー教科書は、調査段階にもかかわらず、現在、約 300 人の児童生徒に活用され、  
読むことへの抵抗感が減った、内容の理解が進んだ、学習意欲が増したなど、特別支援  
教育の学校現場や、利用者の保護者の間で好評の声が数多く寄せられ、大きな効果が  
得られることが認められてきました。

文部科学省は5月 13 日付で、デージー教科書の使用について、配布対象を児童生徒本  
人のみでなく、指導する教員への配布も可能とする事務連絡を関係団体に出し、その後、  
各県教育委員会へも通知をいたしました。

本市においても、デージー教科書の活用について、ぜひ検討されてはいかがかと思いま  
す。

ご見解をお聞かせください。

2番、カラーユニバーサルデザイン教科書の活用についてお聞きいたします。

色弱者は40人学級に1人とも言われています。配色や形状などを工夫したカラーユニバ  
ーサルデザインを取り入れた教科書の対応の動きが活発化しています。

本市の活用についてお聞きいたします。

3番、拡大教科書の活用についてお聞きいたします。

弱視者の方も読みやすく、文字の大きさや書体、字間、行間、背景などを調整した拡大  
教科書、教科書バリアフリー法に基づく学習指導要領の改訂に伴い、11 年度発刊予定の  
すべての小学校教科書で拡大教科書が発刊されます。

本市での活用についてお聞きいたします。

2項目、虫歯予防のために。

先日、文化会館において8020の表彰がありましたが、日本人の平均寿命は男性で約78  
歳、女性で約85歳、日本人の歯の平均寿命は最も短命な歯で50歳、最も長もちする歯で

70歳で抜けてしまうとと言われております。

このことから、歯の寿命は人の寿命に見合うだけの長さは保っていません。高齢期において満足な食生活を営むためには大変難しい状況にあります。人によっては、何十年も歯なしで暮らさなければなりません。

しかし、本来、歯には寿命はなく、私たちの日ごろのケア不足から歯の寿命をつくっているといえます。

ある調査では、たった1本の歯を入れ歯にただけで、かむ力は約10%落ち、総入れ歯だと約70%以上落ちると言われます。自分の歯があつてこそ何でもおいしく食べられ、それが生きる意欲にもつながってくるのです。

そのためにも、日ごろから歯のケアを十分に行い、健康な歯を1本でも多く保つことが大切です。

「8020運動」への入り口として、まず小児期における虫歯予防をなし遂げなければならない。そのためには、従来から行われている歯や口の清掃、甘味の過剰な摂取の制限等に加えて、適切なフッ素の応用が必要です。

フッ素は、歯質を強化し、虫歯になりにくい歯をつくります。「8020運動」達成のキーポイントに、生涯にわたるフッ素利用の必要性、有効性が挙げられます。

そこで、小中学校でのフッ化物洗口についてお聞きいたします。

1番、フッ化物洗口を実施している他の市町の状況をお聞きいたします。

2番、推進されている学校とほかの学校との違いがあるか、お聞きいたします。

3番、全小中学校でフッ化物洗口を行ってはとありますが、当局のお考えをお聞きいたします。

3項目、心の健康について。

1番、うつ病、自殺対策について。

近年、経済、社会構造の変化に伴い、社会全体にストレスが蔓延し、うつ病などの心の病が急激に増加しています。

5月22日の日本精神神経学会など4学会の共同宣言によると、うつ病を始めとする精神疾患は、先進諸国ではがんや心臓疾患と並ぶ三大疾患で、その対策は国家施策の最優先課題であり、わが国でもがんに次いで重大な社会的損失をもたらす、国民病ともいえるべき疾病であるとされています。

一般的にうつ病とは、強い憂うつ感にさいなまれる、生きる意欲や生活への張りが出ない精神状態が続く症状をいいます。

眠れない、疲れやすい、食欲がないなど、身体的な症状が出るのも特徴です。

原因は定かではありませんが、精神的なストレスをきっかけに、うつ症状が出てくる場合が多いとされています。

厚生労働省が昨年12月に発表した患者調査によりますと、うつ病や躁うつ病などの気分障がい患者は、2008年に初めて100万人を突破いたしました。

また、うつ病の有病者数を約 250 万人、うつ病を含む気分障がいの有病者数を 1,000 万人以上と推計しています。実に 10 人に1人という極めて身近に潜むものとなってきております。

性別では、女性患者が男性患者の約2倍、原因の一つはホルモンの問題で、妊娠、出産、更年期などの体の変調によるもので、男性優位の社会構造がさまざまな形で女性にストレスを与えていることも大きいと考えられます。

日本では、1998 年から 12 年連続で、年間自殺者数が3万人を超えております。

昨年の自殺者は3万 2,845 人で、交通事故死者 4,914 人と比較しても、その深刻さがわかります。

自殺は、失業や長時間労働、多重債務、病気などが複雑に関係して、心理的に追い込まれた末、最悪の場合に至ります。

その多くが直前にうつ病などを発症していることから、自殺者を減らす有効手段として、うつ病対策が挙げられます。

うつ病はだれでもかかる可能性がある病気であります。

また、ひきこもりのお子さんを抱えた1人のお母様との出会いがあり、ご本人やご家族だけでは解決が大変難しいこともよくわかりました。

うつやひきこもりは大変深刻であり、思っていた以上に多くの方が悩んでいらっしゃることもわかりました。

今後、国や行政、地域で支えていかなければならないテーマと実感し、質問をさせていただきます。

#### 1、うつ、自殺対策について。

平成 18 年に自殺対策基本法が制定され、19 年に自殺総合対策大綱が策定されました。

愛知県におきましても、あいち自殺対策総合計画が策定され、それに基づいて平成 19 年からさまざまな事業が推進されております。

我が市における今までの取り組みはどのようでしたか、お聞きいたします。

2、昨年からは愛知県が、自殺対策予防事業に3カ年計画で3億円の予算で取り組まれています。本市では年間 90 万円強とお聞きしておりますが、昨年はどのような取り組みをされましたか。

本年度及び来年度の事業計画はどのようですか、お聞きいたします。

3、現在、メンタルヘルス相談窓口を始め、自死遺族相談や講演会等、豊明市民がうつ、自殺対策として利用できる支援プログラムはどのようなものがありますか、お聞きいたします。

#### 4、産後うつについて。

また、妊娠中に精神的な問題を抱えた保護者に対するフォローについて、妊娠中だけでなく、出産後にマタニティーブルーになってしまう場合も含め、お聞かせください。

2番、ひきこもり対策について。

内閣府は7月23日、ひきこもりの実態に関する調査結果をまとめました。

それによりますと、全国の15歳から39歳のうち、自宅に閉じこもってほとんど外出しない人は、推計で69万6,000人に達することがわかりました。

職場でのトラブルや、病気などが原因でひきこもりとなるケースも多く、年齢的には半数近くを30歳代が占め、今後もさらに増える可能性があるかと分析しています。

対象者全員に外出頻度を聞いたところ、自室からほとんど出ない人などを狭義のひきこもりとして推計すると、23万6,000人になるそうです。

また、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する準ひきこもりは46万人、狭義と準を合わせた広義のひきこもりは計69万6,000人になります。

広義のひきこもりのうち、男性は66.1%、女性は33.9%。

年齢別では、35歳から39歳が23.7%と最も多く、次いで30歳から34歳が22.0%と続きます。

一方、現在は引きこもってはいないが、将来はひきこもりになるおそれがあるひきこもり親和群は、155万人と推計をいたしました。

親和群のうち、女性は63.4%、男性は36.6%。

年齢別では、10代が30.5%と、若い年齢層に多い傾向です。特に若者にひきこもり予備軍が増えている点が心配です。

ひきこもりになったきっかけについては、職場になじめなかったと病気が23.7%と、トップで並んでいます。

そのほか、就職活動がうまくいかなかったが20.3%、不登校と人間関係がうまくいかなかったが11.9%と続いています。

心理状態に関する質問では、死んでしまいたいと思うことがある、人に会うのが怖いがともに35.6%。一方、家族に申しわけないと思う72.1%、他人がどう思っているか不安50.8%との回答も多く、現状を何とかしたいという切実な気持ちもうかがわれます。

ひきこもりはご本人にしんどい思いをさせるだけでなく、その人を大切に思っている家族や周りの人たちも巻き込みます。

周りの人が本人や家族に心理的理解や共感を持つことが改善の糸口になったり、あるいは医療機関での治療や専門機関による援助が解決につながってまいります。

そこで、質問をいたします。

1、市内のひきこもりの方の人数を把握されていますか。されていまして、お聞かせください。

2、年齢、きっかけはどのようなものですか、お聞かせください。

3、ひきこもりの方、家族の方々が利用できる社会資源、サービスは現在どのようなものがありますか、お聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。

No.140 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.141 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部からは2項目についてご答弁を申し上げます。

学べる環境の整備についての中から、1項目目、児童生徒が十分に学べる環境の整備「教科書のバリアフリー化」について、3点にわたってお答えをいたします。

まず、1点目ですが、発達障がいなどで読むことが困難な児童生徒の学習支援にマルチメディアデージー教科書の活用についてということですが、現在、本市ではマルチメディアデージー教科書については活用をしておりません。

それから2点目は、カラーユニバーサルデザイン教科書についてでありますけれども、各教科書会社がカラーユニバーサルデザイン教科書を作成していますが、作成をしていない教科書会社もあると聞いております。

本年度、本地区で採択された教科書がカラーユニバーサルデザイン教科書のものであれば、それを活用していくことになると考えております。

3点目ではありますが、拡大教科書について、本市での活用についてということですが、現在、拡大教科書につきましては、小学校で1名が拡大教科書を使用しております。

来年度につきましても、要望があれば、拡大教科書を活用できるよう支援をしてみたいと考えております。

かわりまして2項目目になりますが、虫歯予防のためから、3点についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のフッ化物洗口を実施している市町の状況ということですが、フッ化物洗口は、フッ素による歯の質を強くする効果と、虫歯の原因菌が酸を出すのを押さえるという、この2つの虫歯予防の作用があることから、その効果が最も期待される年齢期に幼稚園や学校等で集団応用されております。

本市では、館小学校が平成14年度から開始をし、虫歯のない児童は全国平均を大きく上回る結果となっております。

本市以外の他市町の状況でありますけれども、瀬戸保健所管内の小学校では、瀬戸市が2校、日進市では1校、東郷町は1校が、現在フッ化物洗口を週1回の割合で実施しているとお聞きをしております。

また、近隣では、豊田市、みよし市、大府市、刈谷市などが全校で実施している状況であります。

次に2点目、推進されている学校と他の学校との違いはあるかということですが、児童や保護者の歯に関する健康づくりの意識や、生活習慣の違いなどの要因が重なり、フッ化物洗口の効果についての単純比較は難しいと考えておりますが、平成22年度において、館小学校の虫歯のない児童の割合は57.5%、全国平均では38.2%でありますので、全国平均よりよい結果となっております。

次に3点目、全小中学校でフッ化物洗口を行う考えはということですが、フッ化物洗口の実施につきましては、平成15年に厚生労働省から「フッ化物洗口ガイドライン」が県知事あてに通達され、現在、全国的に学校等で集団応用が推進されております。

瀬戸保健所におきましても、管内市町を構成員とした「8020 運動推進連絡協議会」を設置し、フッ化物洗口の実施を推進しておりますので、瀬戸保健所と連携をしながら、実施可能な学校について調査をしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

#### No.142 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

#### No.143 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは健康福祉部より、心の健康につきまして順次ご答弁を申し上げます。

まず1番目のうつ病、自殺対策についてのうち、本市における今までの取り組みについてお答えをいたします。

平成20年度に、庁内自殺対策内部検討会を設置し、関係各課の職員により、本市の現状を踏まえた対策につきまして検討をいたしました。

検討の結果、当面は自殺予防に関する啓発事業を実施することや、国及び愛知県が実施する事業へ協力すること、また関係機関との連携を強化することを決め、内部検討会を開催し、啓発事業も実施をまいりました。

次に、2の自殺対策予防事業の本市の昨年の取り組みと、本年度、来年度の事業計画につきましてお答えをいたします。

本市では、昨年度は9月と3月に、自殺予防キャンペーンといたしまして、自殺予防標語などを記載した啓発配布物により、前後駅前と豊明駅前街頭啓発事業を民生委員と市職員により実施をいたしました。

また、市の広報3月号により、自殺予防の啓発チラシを全戸配布いたしました。

さらに、市商工会とタイアップをいたしまして、商工会加入企業に自殺のリスクの高いうつ病や、職場のメンタルヘルスに関する小冊子を配布し、職場での啓発と取り組み活動を呼びかけました。

本年度は9月に前後駅前で自殺予防のキャンペーンを実施し、さらに来年の3月にも同様の啓発活動の実施を予定いたしております。

また、うつのスクリーニング事業を市内の事業所で実施をいたしまして、うつ病の早期発見、早期対策につなげる予定であります。

来年度につきましては、これまでの事業の結果を踏まえて、事業内容の検討をしてみたいと考えております。

次に、3の市民がうつ、自殺対策として利用できる支援につきまして、お答えをいたします。

愛知県精神保健福祉センターや愛知県瀬戸保健所による相談、また「あいちこころほつとライン 365」や、「名古屋いのちの電話」による電話相談等があり、そうした相談支援機関を適切に紹介をしてみたいと考えております。

続きまして、4の産後うつにつきまして、お答えをいたします。

妊娠中や出産後に、子育てに関するアンケートを実施しております。

子育ての環境や思いを伺いながら、母親の育児状況や心理状況に応じて、赤ちゃん訪問や育児相談で母親を支援いたしております。

産後うつを含め、子育てをする母親のメンタル面をトータルサポートしたり、パパママクラスでは家族の理解と協力の必要性などを伝えております。

また、赤ちゃん訪問につきましては、子育てや母親の状況により複数回訪問するなど、丁寧な支援を心がけ、実施をいたしております。

育児相談は、不安に応じる場の一つとして、赤ちゃん訪問の前後からの利用が増加しておりますが、今後も妊娠中から出産後にかけて、トータルでのサポートに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2のひきこもり対策につきましてお答えをいたします。

まず、1の市内のひきこもりの人数であります。市といたしましては把握をいたしておりませんが、平成22年2月に内閣府が実施をいたしました調査によれば、有効回収率の15歳から39歳での、先ほど議員が申されました広義のひきこもりの出現率は1.79%となっており、豊明市の同年齢の人口に当てはめて計算をいたしますと、約390人と推計をされます。

次に、2のその年齢やきっかけであります。要因はさまざまだと思いますので、実態はよくわからないところがございますが、多くは職場や家庭での精神的な問題がきっかけになると考えております。

最後に、3の現在利用できる社会資源、サービスについてお答えをいたします。

愛知県瀬戸保健所が相談窓口となり、ひきこもり相談やメンタルヘルス相談等を行っております。

また、ひきこもり支援対策といたしまして、家族会を定期的を開催しておりますので、適切につなげてまいりたいと考えております。

また県内には、NPO等でこのひきこもりの支援を行っている団体もありますので、積極的に紹介をしてみたいと考えております。

終わります。

**No.144 ○議長(矢野清實議員)**

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.145 ○4番(一色美智子議員)**

全般にわたりご答弁をいただきました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、1項目の学べる環境の整備についてということで、発達障がいの早期発見ということで、5歳児健診の実施について伺います。

現在、2歳3カ月児相談から3歳児健診では発達障がい確定できずに、小学校入学の前後に気づくケースが多いとされています。

発達障がいのお子さんを持つてみえる保護者の方から、見えない障がいだからこそ早期発見をしてほしいと、切実な声を伺いました。

前にも一般質問をさせていただきましたが、その後の5歳児健診の実施の考えはどのようでしょうか、お聞かせください。

**No.146 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.147 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

発達障がい児は増加傾向にございまして、他県で5歳児健診を実施している市町があることは認識をいたしております。

当市といたしましては、保育園などでその疑いがあると判断されるなどした子どもに対しては、児童福祉課、社会福祉課と情報交換をしながら支援をして、情報提供を行っております。

保健センターでは現在、3カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診のほか、市独自の事業といたしまして、2歳3カ月児相談を行っております、2歳3カ月児相談、3歳児健診におきまして早期発見に努めております。

発達障がい児の早期発見には、集団での行動の観察が非常に重要とされておりますので、現在のところは保育園などでの観察を行っているところでございます。

5歳児健診への取り組みにつきましては、発達障がい児診察医師の確保が困難等の理

由がございますので、その他の方法も含めまして、今後の研究課題とさせていただきます。

終わります。

**No.148 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.149 ○4番(一色美智子議員)**

次に、うちの子ちょっと心配かなと思ったときの相談体制はどのようになっていますか。  
あわせて、相談センターについてお聞かせください。

**No.150 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.151 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

そういったご心配のある向きには、保健センターでのご相談とか、市役所の児童相談等  
でご相談を受けておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

**No.152 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.153 ○4番(一色美智子議員)**

発達障がいとは、早期発見、早期療育の開始が重要だと言われております。5歳程度になると健診で発見することができます。

発達障がいとは、対応が遅れるとそれだけ症状が進みます。5歳児健診の推進をぜひ前向きに考えていただきますように要望いたします。

次に、ICT支援員の配置、子どもたちのニーズに合った形での支援ができるような環境づくりについて、お考えを聞かせてください。

No.154 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.155 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ICTの支援員の活用についてであります。

現在、本市では緊急雇用を活用しまして、各小中学校に情報サポート業務を担当する職員を2名配置しております。

これは、ICT化の機器を導入した機会に、この人員配置をさせていただいたわけですが、この職員につきましては、教職員の事務の効率化だとか、それから児童生徒の支援指導、それから学校のニーズに合わせたような指導を行っていただいております。

聞きますと、各学校からは、来年度もぜひ配置を引き続きしてほしいという声をお聞きしております。

教育委員会としまして、未来を担う子どもたちへの情報教育の充実は喫緊の課題だというふうにとらえております。

わかりやすい授業を行い、児童生徒の学力を向上させることは極めて重要な課題というふうに考えておりますので、来年度におきましても、学校のICT化をより一層進めるために、支援員の配置ができるよう、要望をしていきたいと考えております。

以上、終わります。

No.156 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.157 ○4番(一色美智子議員)

学習障がいのための図書のデジタイズを促進し、読みに困難を抱えていても教科書にアクセスができ、学習を保障できるような環境を提供しなければならないと考えますが、本市のご所見、考えをお聞かせください。

No.158 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.159 ○教育部長(竹原寿美雄君)

きょう、ご質問をいただきました3つの項目に出てきておりますマルチメディアデージー教科書、それからカラーユニバーサルデザイン、それから拡大教科書と、それぞれ今後の活用についてであります。だれでも等しく機会が与えられるべき教育の場におきましては、こういった配慮はとても重要だというふうに考えております。

このご提案を今後の課題といたしまして、このマルチメディアデージー教科書を通して、通常の教科書では読むことが困難な児童生徒の要望に応じながら、教育委員会として支援していける方法を調査研究してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

#### No.160 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.161 ○4番(一色美智子議員)

デージー教科書についても、支援を必要とする子どもが安心して使えるよう研究をさせていただきまして、ぜひ使えるようになったらいいなと思います。

これは教科書だけではなく、いろいろな絵本、例えば「マッチ売りの少女」とか、「三匹の子ぶた」等がありますが、こういう絵本もデージー化されております。

ぜひ幅広く研究をさせていただきまして導入をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2項目目の虫歯予防のために、に行きます。

このフッ化物洗口ですけれども、保育園で行うことはできませんか。考えを聞かせてください。

#### No.162 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.163 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

保育園におきますフッ化物洗口についてお答えをいたします。

フッ化物洗口は、30秒から60秒、いわゆるぶくぶくうがいをする必要があると言われております。

6歳未満の子どもにつきましては、このぶくぶくうがいが上手にできず、飲み込んでしまうという、そういった理由がございます。現在はフッ化物洗口は推奨いたしておりません。

ただし、乳児を除きまして、園庭で遊んだ後のうがいや手洗い、また歯磨き後のうがいはしっかりと指導をいたしております。

終わります。

No.164 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.165 ○4番(一色美智子議員)

成人歯科健診について、ちょっとお聞きしたいと思います。

先日、歯医者に行きまして、この成人歯科健診のことをお聞きしましたら、健診にみえる方が本当に少ないとお聞きいたしました。知らない人が結構みえるのではないかなと思います。

内容、受診率等がわかりましたら、お聞かせください。

No.166 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.167 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

成人の方の歯科健診につきましては、節目歯科健診ということで、無料で行っております。

これは、30歳から75歳までの方を、5歳刻みで無料健診を実施いたしております。

その受診率でございますが、議員もおっしゃられたとおり大変低くなっており、21年度で受診率が3.3%、それから22年度、今年度はまだ途中でございますが、現時点で2.6%となっております。

終わります。

No.168 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

No.169 ○4番(一色美智子議員)

受診率が非常に低いです。成人歯科健診の啓発、PRはどのようにしてみえますか、お聞かせください。

**No.170 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
神谷健康福祉部長。

**No.171 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

成人の方の歯科健診が低いということは、皆さんは虫歯になって初めて歯医者に行かれるというようなことで、ふだんから定期的なそういったチェックをされていない方が多いということが、大きな理由だと思えますが、現在、PRにつきましては、広報の中にそういった健診の一覧の折り込みを入れたりもいたしておりますが、まだまだ大変低いものですから、今、内部で検討いたしておりますのは、23年度は、例えば女性特有のがん検診のような無料検診と同じように、個人あての通知も今考えているところでございます。

終わります。

**No.172 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

**No.173 ○4番(一色美智子議員)**

23年度は個人通知による啓発を行っていただけるとのことですので、啓発、PRの徹底をお願いいたします。

フッ化物洗口に移ります。

フッ化物洗口につきましては、虫歯のない児童の割合が館小学校は57.5%で、全国平均が38.2%で、非常に効果的であるという認識をいただいていると思います。

どうして今まで行わなかったのかなと思います。ぜひ行っていただきたいと思いますが、行っていただけますでしょうか、お聞かせください。

**No.174 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
竹原教育部長。

**No.175 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

実施につきましては、館小学校のこの数字を各学校にご紹介をします。

ただ、時間とか費用とか、そうした方法について、これから研究をしていかないといけないと思いますが、校長会を通じてそうした働きかけをしていくことも必要だというふうに考えております。

以上、終わります。

**No.176 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

**No.177 ○4番(一色美智子議員)**

フツ化物洗口は積極的に進めていただきたいと思います。

生涯にわたる口腔の健康の保持、増進に努めていただきたいと要望いたします。

本当にいいことはやっていただきたいなと思います。費用もそんなにかからないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、3項目目の心の健康に移ります。

1番目のうつ病、自殺対策について。

先ほど、昨年キャンペーンを行われたということをお聞きしましたが、そのところをもう少し詳しくお聞かせください。

**No.178 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.179 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

先ほどのご答弁と一部重複するかもしれませんが、21年度の自殺対策キャンペーンの内容でございますが、まず市広報で自殺予防啓発とうつの早期受診を呼びかけました。

「ささえあおう心といのち」というタイトルで、目立つようなピンクのチラシを全戸配布いたしまして、命の大切さと、そして自殺の背景にありますうつの自己チェック表、さらに体の不調、特に眠れないといった訴えに早目に気づき、早目の受診をするように促したり、心の問題に関する各種相談機関の紹介などをいたしました。

また、市内中小企業へのメンタルヘルス啓発事業といたしまして、職場のメンタルヘルスに関する啓発用小冊子を商工会加入企業に配布をいたしまして、職場での取り組みを呼びかけました。

それが今年度、市内事業所におきますうつうつの早期発見、早期治療を行うためのスクリーニング事業につながってきております。

また、街頭啓発事業といたしまして、名鉄前後駅前、豊明駅前におきまして、自殺予防標語などを記載したハンカチなどを配り、民生委員と市職員による街頭啓発事業を実施いたしました。

終わります。

#### No.180 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.181 ○4番(一色美智子議員)

認知行動療法についてお聞きいたします。

うつにかかる人は、一般的に自己否定的な傾向があり、ものとの見え方や解釈の仕方も否定的で認知のゆがみになりやすく、そのため不快な感情を増大させてしまいます。

この認知行動療法は、患者自身にそのゆがみを気づかせ、修正していくことで、不快な感情を改善していく精神療法の一つであります。薬物療法と併用していくと効果が高いとされております。

本年4月より保険適用がされました。今後、認知行動療法ができるドクターの養成や、どこで受診できるかという情報公開もどんどん進められていく予定であります。

これにあわせて、豊明市の市民にもよくわかるように周知を図っていただきたいと思いますが、当局のご見解をお聞かせください。

#### No.182 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.183 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

精神科専門療法の部に、今、議員も申されました認知行動療法の区分が新設をされ、また本年4月より健康保険の適用が可能となりました。

議員も申されますとおり、うつ病治療に対する効果は高いものと考えておりますので、そういった治療が保険の適用になり、多くの方が受けられるようになりましたので、さらなる一層のPRと、その治療効果に期待をいたしているところでございます。

終わります。

**No.184 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

**No.185 ○4番(一色美智子議員)**

今後、普及していくと思われますので、そのときにはよろしく願いいたします。  
次に、傾聴ボランティアの育成事業についてお聞きいたします。  
これを行っている市町もありますが、本市ではどのようになっていますでしょうか、教えてください。

**No.186 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
神谷健康福祉部長。

**No.187 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

傾聴ボランティアの活動、育成につきましてお答えいたします。  
豊明市では、平成20年度より社会福祉協議会によりまして、傾聴ボランティア入門講座を開催いたしております。  
そして、本年9月の傾聴ボランティア養成講座の開催により、受講者の方が11月にボランティア団体登録をされました。  
この登録団体の活動内容は、福祉施設等に訪問し、会話の場をつくり、傾聴することにより心のケアをする活動と聞いております。  
こうした方々の今後の活動に期待をいたしているところでございます。  
終わります。

**No.188 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
一色美智子議員。

**No.189 ○4番(一色美智子議員)**

次に、ひきこもりの長期化を防ぐために、当事者の来談、受診をできるだけ早く実現することが重要であると思われれます。

本人が難しい場合はご家族がご相談に来られるよう、ひきこもりに対する支援機関をふだんから定期的に広く周知しておく必要があると思いますが、当局のご見解をお聞かせください。

あわせて、中学校卒業までは義務教育ということもあり、比較的支援体制が整っておりますが、卒業後、不登校からひきこもりへ移行するケースも多いとお聞きしております。

中学校卒業後の連携をお図りいただきたいと思いますが、この点についてはどのようにお考えですか、お聞かせください。

#### No.190 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.191 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

議員も申されますとおり、ひきこもりは長期化をいたしますので、家族のご心配は大変大きなものがあると思います。

愛知県瀬戸保健所の相談窓口や家族会を紹介してまいりたいと考えております。

また、県内にもNPO法人等で支援をしている関係団体が30団体ほどございます。そうした団体では、カウンセラーによります面接相談や電話相談、訪問による相談、インターネット相談、また本人の居場所づくりや親や家族によるグループ活動など、さまざまなメニューを取りそろえております。

そうした団体の紹介も行い、支援につなげてまいりたいと考えておりますが、やはり中学校時代から成人に至るまでのそういった長期化になりますので、こういった団体等のご紹介、また団体等と連携しながら、トータルで支援をしてまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.192 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

一色美智子議員。

#### No.193 ○4番(一色美智子議員)

現在のひきこもりの相談窓口や支援プログラム等を整理していただきまして、関係機関や民生委員さんにもお知らせするなど、機会あるごとに周知をお願いいたします。

うつ、自殺対策にいたしましても、ひきこもりの問題に対しましても、多方面にわたります、また長期の支援を必要とするものであります。

国のほうでもやっと今、緒についたばかりでありますので、やはり心を配っていく、まさに一人ひとりに光を当てていく考え方の福祉ボランティア的な福祉が今後大事になってきます。

今後も引き続き、市としての支援も国や県と並行して行っていただくよう、よろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

#### No.194 ○議長(矢野清實議員)

これにて、4番 一色美智子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時4分休憩

午後2時15分再開

#### No.195 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番 月岡修一議員、登壇にてお願いいたします。

#### No.196 ○17番(月岡修一議員)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

原稿がありませんので、この場で、内容は大幅には変更しませんが、当初提出した質問内容がちょっと乱暴だったかなと思うのと、わかりにくい。私自身もちょっとわかりにくかったんですけども、そんなことから、大幅に変えたわけではないんですけども、言葉を少し変えさせていただきながら、考えながら一般質問をさせていただきます。

広報に、「市役所への電話は便利なダイヤルイン番号で」というのが入っていたのは、ご承知のとおりだと思います。

実際、市役所といいますのは、もう二十数年前からダイヤルインで直通番号が開設されているわけです。改めて市役所へは便利なダイヤルイン番号でということで、一体どういうことかなど。

もう従来から、ポケット型のこういったカードが至るところに置いてあって、直接番号をかけられるような状態になっているわけです。それなのに、改めてダイヤルインということで、直接電話をしてくださいということになっている。

この中で、「代表電話というのは音声応答装置でのご案内になります」と、この辺が非常に引っかかりました。

当初は、各課への直通電話があるから、今、受付で行っている電話交換がなくなりますよということで、そういう利便性とか経費節約だけを取り上げたのかなと思っていたわけで

す。ところが、音声装置でのご案内になりますということは、音声装置をつけることによって、また費用が重なるということになりますよね。

それと、皆さんももう体験済みだと思いますが、いろいろな会社へ電話するときに、ほとんど自動音声で、コンピューターのなかなか聞き取りにくいような音声で、各課への番号案内をされております。

もしも豊明市の代表電話にかけた場合に、そのような各課への案内がコンピューターの音声でのご案内された場合に、高齢者の方が果たしてどこの課へかけるのか、まずメモと鉛筆を準備しながら、直通電話をかけないとわからない可能性が高いですよ。

多分、順番に各課は何番、何番というご案内をされていくと思うものですから、果たして高齢者の方が、自分自身が土木へかけるのか、維持管理へかけるのかとか、半信半疑のわからない状況でかける場合に、今まででしたら、大半のことは受付にいる女性の方が理解をされて、「じゃ土木ですね」とか、判断されて電話をつないでくださった。

今度は、コンピューターに聞き返すわけにいかないわけですね。多分二度ぐらいは応答があるかと思うんですけども。

そういったことで、大きく字体が変えてあるように「ダイヤルイン番号で」と書いてあるものですから、代表電話はもうなくしますので、でき得る限り直通電話を利用して各課へ直接電話してくださいということになるのが、本来ならば一番いいなと思っていたのに、お金をかけて、またさらに高齢者の方が理解しにくいような自動音声応答装置をつけるということの趣旨が、なかなか理解できないということがありました。

そういったことがありましたので、できましたら私はこの壇上において、この議案化をされた方の直接の声を一度聞かせていただいて、どういう趣旨なのか、理解をさせていただきたいということが、今回の質問の趣旨であります。

したがいまして、文書にしてありますので読みますけれども、今から読み上げる質問内容と、頭の中で考えていることと多少差があるかもしれません。

それと、先ほど申し上げましたように、皆さんがお手元にお持ちの内容と言葉がちょっと変えてありますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、先ほど申し上げましたが、代表電話番号を記憶している大半の市民の皆さんにとって、自動音声応答装置への変更は、市行政の役目として、市民へのサービスの前進と考えていらっしゃるのかどうか、まずこれの答弁を求めたいと思います。

それから2つ目は、高齢者の方は音声ガイドの声を簡単に理解し得ると考えていらっしゃるかどうか、お答えを求めたいと思います。

3点目です。自動音声応答装置に変更するために要する総費用は、当初予算で組まれておりました。確かにそれは記憶をしておりますが、たしかリース金額だと思いますが、果たして今後それだけの金額で済むのかどうか。新たに、実はこういう装置をつけなければ役に立たないとか、こういうふうにしたほうがいいんだということで、当初計画よりも大幅に変わる可能性もありますので、そのことの的確な答弁を求めたいと思います。

それと、先ほど申し上げましたけれども、この装置が議案化された件ですけれども、自動音声応答装置に切りかえる真の理由についてお答えを求めたいと思います。

5点目です。もしも市民の皆様から代表電話をかけて非常にわかりにくい。しかし、直通電話もなかなかどの分野にかけていいのかわからない、一体どうしたらいいんだと、そのような批判があるとしたら、このシステムをもとの交換にするようなスタイルに戻すのかどうか、この辺も明確にお答えをいただきたいと思います。

それと、さらに私が気になりますのは、現在、受付の女性の方が交代で受付の担当、来庁される皆様方に対して失礼のないように、笑顔で対応していただいている彼女たちの処遇で、自動音声装置にして電話交換が要らないから、あの人たちにはもうやめてもらいますということが、本来の市の業務の姿なのか。

それとも自動音声応答装置にはするけれども、別の窓口対応としてのみで救済措置をとるのか、実はこういったことも、行政としての大切な役割じゃないかと思うんです。

予算削減をするところは、まだまだいろいろな部分であると思うんです。せっかく今5人ぐらいの女性が交代で働いてみえますけれども、私の16年近くの経験の中ではベストメンバーだと思っています。

本当に対応の仕方もいいし、笑顔もいいし、そういったせっかく有能な彼女たちが、こういう機会に首を切られてしまうようなことがありますと、私は豊明市にとってもマイナスであろうし、本当に行政としての真の姿であるのかどうか、少し疑問に感じておりますので、どうされるのか、救済措置があるのか、委託業者との契約を断ち切るから必然的に彼女たちは仕事を失うのか、その辺のことを明確にお答えをいただきたいと思います。

最後になりますが、恐らくこれからできる限り、直接ダイヤルインをしてくださいということにつながっていくのかなと思います。

本来それが一番いい姿でありますけれども、しかし、当分の間は、先ほど申し上げましたように、どの課へかけていいのか迷うところが多分あると思うんです。福祉関係でもいろいろあります。

そういった間違ったときに、電話口に出た職員さんが、「いや、違いますよ。うちは福祉のみですよ」とか、「高齢者福祉じゃないですよ」とか、いろいろ対応によっては、改めて市民の皆様がダイヤルを回さなくちゃいけない、そういうことになるわけですね。

そういった混乱も増えると思いますが、一番大切なことは、この広報の中にも明記をされているわけですけれども、どの番号にかけても、その担当者が親切に必要とされる課の番号をご案内するという趣旨のことが書いてありますけれども、それが本当に徹底してできるのかどうか。

ここにいらっしゃる部・次長さんとか、トップの方は相当認識をされていると思いますが、末端の職員まで本当にそのことを理解して、適切に、ただ単に「いや、ここは土木ですよ。あなたの電話番号は間違っています」と言うのか、「今しばらく時間をいただいてご案内申し上げます」と親切丁寧にやれるか、これがこの議案の大きなポイントになるかと思ってお

ります。

そのことが周知徹底できて、この1月4日からこの装置を使ってご案内をされるのか、そのことをしっかりと答弁をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、この最初の質問に関しては、7項目にわたって答弁を求めさせていただきますので、お願いいたします。

2つ目の質問にいきます。

これも通告にあるとおり、大変申しわけないですけれども、原稿がありませんので、この場で申し上げます。

行政改革のあり方につきましては、議員になりましてもう数回、壇上でご質問を取り上げさせていただいております、かなり厳しい意見を申し述べてまいりました。

さまざまな分野で予算削減とか、無駄をなくす、それぞれが行政改革の一端であると認識はいたしております。

しかし、真の行政改革のあり方というのは、市職員の皆さんの意識高揚と、意識の改革ではないか、もうこれに尽きると思うんです。

仕事をするのは職員の皆さんです。市長さん始め当局の皆さんが議案をつくられて、その議案が議会を通過して、直接市民に向かって仕事をするのは職員の皆さんですね。

ところが残念ながら、けさの質問の内容にありましたように、一生懸命やっている職員の皆さんもたくさんみえます。しかし、中にはあいさつもできない。これは市長さんも嘆いていたときがありましたけれども、会っても壁を向きながら歩いていくとか、そのぐらいならまだ許されますけれども、本当に仕事をしているのかなと、そういった職員さんもおみえになるのは事実です。

そんな中で、市長さんに1ついいお話を紹介しますが、実は一昨日、地元の住民の方の要望で、黒部川沿いに植栽された樹木が大きくなり過ぎて、黒部川のほうにかなり垂れ下がっているようだが、地震災害のときには、その大木が倒れた場合に黒部川の堤防を傷めて、恐らくその堤防が壊れてしまう可能性が高い。そうすると1軒、2軒じゃ済まなくなってしまう。それをどうしたらいいのかというご相談をいただいて、私はその日に担当である都市計画課にお話を持っていきました。

急なお話ですので、担当課のほうでは、「すぐには対応できませんが、できるだけ早く現場へ行かせていただきます」という、そういう話が一昨日あったわけです。

ところが、昨日のもう9時前に、私に話をした方が飛んできて、「もう市の方がおみえになりましたので、本当にありがとうございました」と、感謝をいただいて、私もすぐ飛んでいきまして、いろいろとお話や打ち合わせをさせていただきました。

名前は申し上げませんが、都市計画課の主幹のTさんと係長のIさんという方ですが、これが本来、市業務に携わる市職員の姿だと思うんです。

いわゆる公僕として、高い志で市の職員になったわけです。しかし、何らかの理由でいつの間にか、住民の皆さんとか議員の皆さんとかにあいさつもしない、仕事もしないに近い

状態の人ができてしまう。どういう事情かわかりません、いろいろあるでしょうけれども、しかしこれは、そういう人がみえるということは、住民に対する背任行為です。やってもやらなくても、同じ立場でいれば同じ給料をもらっているわけです。それを許していいのかどうかということがありますよね。

市の職員さんが 515 人みえるというお話がありましたが、やはり 515 人みえれば 515 人が 100%の能力を発揮していただいて、公僕ですよ、市民に対する責務を果たしたことになるわけですね。

どんな原因があるかわかりません。しかし、まずわかることから考えていただいて、職員が 100%の力で豊明市民のために全力を傾注していただくことが、いわゆる豊明市の発展につながるわけですから、我々議員として、私は特にそういった行政改革のあり方を求めざるを得ないわけです。

その中で、たくさん方法があると思いますが、4点にわたって質問という形で申し上げます。

現在行われている市職員の採用試験というのは、全国の統一試験であるということは伺っております。しかし、それだけで評価をしていいのかどうか、大きな落とし穴があるような気がするんです。

かなりハードルが高いです。市職員、公務員になるための学科試験は難しいです。しかし、それでも専門的に大学を出て、さらに地方公務員になるための授業を1年ぐらい受けてくると、慶應とか早稲田とかという有名な大学を出た人でも落ちてしまうような試験が、名前は申し上げませんが、そこそこの大学を出た方でも優秀な成績で合格してしまうという、こういう非常にアンバランスなことになる。

それがいいか悪いか、私にはわかりませんが、実はその一部分においては、実力以上の力を発揮されて公務員になられる可能性もあるわけですが、そういった統一試験に加えて何らかの手が打てない、その試験のあり方に問題はないのか、私自身はそんなことを考えているわけです。

これ以上くどくは言いませんが、とりあえず現在の採用試験のあり方に何ら問題はないかどうか、お尋ねを申し上げます。

さらに2つ目は、試験に通りますと集団面接とか個人面接という、またこれも非常に難関な問題だと思います。これをクリアして初めて市職員になれるわけです。

しかし、これもよくよく考えますと、市職員のだれかが判断をされているわけですね。例えば 50 人の中でとりあえず 30 人に絞るためには、外部の人が来て試験をするのではなくて、市の職員のそれぞれの要職にある人が、その人たちの言動を見てチェックをし、判断をし、採点をして合格へと導くわけです。

さらに、個人面接があつて、そこでもまた市の職員の代表の方が個人的に面接されて、優劣をつけるか、合格点をつけるか、いろいろなことをされているわけですね。

その面接官がいかぬということじゃないですよ。そういうことまで申し上げることは大変失

礼ですから、それは申し上げません。

しかし、一般社会の経験をしてきたような、多様な経験をしてきたような視点と感覚、感性を持った人が直接面接をしなければ、本当に多様な仕事につく職員に採用していいのかどうかという判断には、私は大きなずれがあるような気がする。

先ほど申し上げたように、出世競争に負けたのかどうかわかりませんが、やる気をなくした人は、恐らく一つの原因として、市役所に行けば一生首にならない、楽な場所だと、だから市役所へ行けと周りにも言われ、親にも言われて入っている人もいると思う。

しかし、市役所に入ったら、実はそんな甘い場所ではないですよ。数年ごとに部署も変わる、その部署の仕事も覚えなきゃいけない、やはり専門知識も必要だと。入ったら入ったで猛勉強をしなければ、本当の意味で職員としての責務を果たすことはできないと思うんです。

一つは、そういったことに疲れてしまう。本当の能力を発揮できないということもあるのかなと。そのところを、その能力をどうやって見きわめるかというのは、市の職員さんが最終判断するとき、AかBかといったら、私は物すごく心の負担が大きいと思うんです。

純粹にその面接官の能力で選んでいただくのしょうけれども、その面接を受ける人の心の中まで見ることは不可能なわけです。

そのときに、社会で多様な経験をして苦労された方々の視点というのは、案外と将来性を見抜いたり、その人の本質的なやる気を見抜いたり、そういった可能性が非常に高いと、私は期待をしています。

そういった意味から、外部の方の力をかりるような制度も必要じゃないかと思っています。

そのことに対して、この面接試験の方法、今申し上げた外部採用、そういったことに対して答弁を求めたいと思います。

それから、私は採用試験から数年ごとに、現在、昇級試験があるかどうかわかりません。わかりませんが、現在も当然部下に対する評価というのは上司がしていると思うんです。

それは、もういつそのこと公表したらどうかなと思うんです。人権問題だとかそんなことを言っている場合じゃないです。

やる気がなくて、仕事ができない人がいるんだったら、公表して何らかの処置をしなければ、先ほど申し上げましたように給料はもらっているけれども、背任行為ですよと私がはっきり申し上げているように、それは何らかの、その場所にいてもらっては、やはり豊明市としてはマイナスなわけですから、首にできなければできないような処置で検討していかなきゃいけない。

大変失礼な言い方をしますと、やはりそこまでしないと、我々市議員も非常に厳しい。このたびも定数削減のいろいろな動きをしていただいておりますが、我々だって一生懸命やらせていただいている。しかし、我々に対する風当たりは非常に強い、突風ばかり。

しかし、市の職員ももっと変えてくださいよ。我々は十何年も見ている、市民の皆さんは来たときしか見ていない、当然評価はできませんよね。だったら、我々の声も市民の皆さんに反映できるような仕組みをつくらなければいけない。片手落ちじゃないかなと、実は思うんです。

そういった意味で、できるならば評価を公表できるような制度をつくる必要があるのではないかと思います。

4番目は、先ほど市長に採用時の面接試験を見直すということと、合格の最終判断は民間人による面接制度を取り入れた上で判断すべきじゃないかと、重なってしまいましたので、4番は2番と合わせてお答えをいただければよろしいかと思います。

かなり厳しいことを申し上げますけれども、これは実は市民の皆様が求めている声だと思います。

私は壇上で市民の皆様の声を反映させたと感じておりますので、きょう傍聴にみえた方には、ご理解いただければと思います。

それぞれの市議員は全力で頑張っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で壇上での質問を終わります。

#### No.197 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.198 ○市民生活部長(平野 隆君)

私のほうからは、最初の項目でありますダイヤルイン番号と自動音声応答装置のことであります。

ご質問の1点目は、この自動音声応答装置への変更が市民サービスの低下につながらないかという趣旨のご意見だと思いますが、ちょっとこのダイヤルインの経緯を述べさせていただきますと、市では昭和62年の11月に、いわゆる直接各課につながるダイヤルインという電話番号の設定をスタートさせました。以後23年が経過をしている状況であります。

その間、このダイヤルイン番号というものは、市民へのいろいろな通知書、お知らせ等々、納付書、封筒、それから広報のお問い合わせ先等々の案内文、いろいろなことで周知を重ねてきたところであります。

昨今では携帯電話、あるいは発信番号のわかる通知サービス等々の普及によりまして、ダイヤルインという通話が一般的になっていると考えており、ダイヤルイン番号そのものは、ある程度普及しているものと考えております。

しかし、議員が壇上でも言われましたように、この親しみのある「92-1111」、非常にわかりやすい番号、この番号を利用される市民はまだいらっしゃいます。したがって、この

代表電話番号を廃止するという考えではなくて、その代理としてひとつ自動音声応答装置を導入して、この「92-1111」を残そうという考えになったという次第であります。

それから、2点目です。高齢者の方が音声ガイドを簡単に理解し得るか、疑問だということでもあります。

確かに、こういう高齢者の方を含めまして、代表電話の音声ガイドというものに当初戸惑う方々がみえると思います。

そこで、この音声ガイドのシステムの中に、ある秒間、戸惑った方のためにある空白時間がありますと、直接職員が出るような対応をする、そういうシステムも取り入れております。

総じて、ご不便をかけることのないよう、職員全員で最大限努力をしていこうと思っております。

それから、経費のことではありますが、この自動音声応答装置にかかる機械のリース料につきましては、当初予算でお認めいただいた、これは実はリースの長期継続を11月に契約をいたしました。

当初予算では、具体的な数字を申し上げますと、月額3万9,900円を5年間リースということをお願いをいたしました。契約は1か月当たり3万2,214円ということで契約をいたしました。したがって、予算内で執行することができましたという言い方が正しいかもしれません。

それから、4点目です。この真に応答装置に切りかえる理由ということですが、率直に申し上げて、行政改革の一環として業務内容の見直しを行った結果、それによる委託費の縮減を図ったということでございます。

それから5点目、市民の非難の声があったらもとへ戻すのかということでもあります。

この問題につきましては、市民の皆様へ、ダイヤルイン番号のPRに今後も一生懸命努めまして、いわゆる交換手による電話交換業務に戻すことは今は考えておりません。交換手による電話交換業務に戻すことは考えておりません。

6番目であります。交換受付業務にかかわる方たちへの処遇という話ではありますが、本年度22年度、現在ですけれども、契約の状況は受付業務と電話交換業務を同じ発注をしております。したがって、同じ業者に委託契約を行っているということでもあります。

来年から3カ月経過をいたします。そして23年度の契約は、電話交換業務委託そのものではなくしますが、受付業務は従来どおり委託契約を継続していく考えでおりますということを申し上げたいと思います。

それから7番目、間違い電話の対応のことです。

私も、現在もそうですけれども、仮に業務に関係のない間違い電話が交換から入ってきたときもそうでありますけれども、今までどおり親切丁寧に対応するということをもっと一にしております。

そこで、その対応策としまして、そういった間違い電話がありますれば、臨機応変に案内業務ができるよう、今、職員に周知徹底を図っている最中ではありますが、その傍ら、もう一

つの策として、各課の主な業務内容、「92-1111」に電話がかかったときに、特に問い合わせの多い内容、そういうものを網羅した、そういう内容を記載したマニュアルを今つくっております。

これを全職員に配布します。今のところ、そういった対応を考えております。

以上で答弁を終わります。

#### No.199 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

#### No.200 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、2点目の行政改革のあり方について、順次お答えをしていきたいと思っております。

まず、1点目の職員の採用試験の件でありますけれども、市では3次にわたって採用試験を実施しております。

第1次が筆記試験、第2次が集団討論または実技試験、この実技試験は保育士さんに関係が出てきます。それから、第3次が面接試験となっていきます。

この試験については、基本的な枠組みは変わりありませんけれども、細部については逐次その都度見直しをして職員採用しております。

それから、2点目ですけれども、面接試験であります。面接試験についても、質問内容等の細部については、ここではお答えを控えさせていただきますけれども、高能力者によく見られます行動特性を評価基準としての考え方を取り入れるなどして、工夫をしております。

この行動特性といいますのは、先ほど月岡議員が壇上で申されました、苦勞した視点が必要ではないかということを言われました。そんなところも十分勘案しながら、こうした行動特性という基準の中で面接者は見ております。

それから3点目、採用後の評価制度ですけれども、採用後の評価についても、本市では民間に倣って目標による管理制度とリンクした人事評価を現在行っております。

新規採用職員についても、人事評価の結果を踏まえ、半年の条件付採用期間後に正式採用とする制度となっております。

4月にいきなり正式採用ではなくて、半年間の猶予を見て評価をして、半年後に採用の決定を下すものであります。

評価制度の内容については、職員向けに作成した事務資料であるため、特にここでは公表は差し控えますが、人事評価の結果を受けた昇級の職員につきましては、給与公表の項目の一つとして、これも毎年公表しております。毎年12月の広報で公表しておりますので、そういった人事評価の結果についても公表しております。

それから、4点目の面接に民間人を入れてはどうかということでもありますけれども、民間のよいところは、公務においてもその手法を活用して行政改革に取り組んでおります。

人事管理につきましては、先ほど述べましたように、目標による管理制度とリンクした人事評価を実施してきています。

その結果を昇給や勤勉手当に反映させ、民間同様、成績に応じた給与に差がつく制度としております。

また、同制度の研修講師には中小企業診断士を招いておりますし、またその他の研修においても、民間の発想、それからノウハウを有する人を講師とするなど、極力民間の風を取り入れることを考えております。

このことは、行政改革全体にも言えることでありまして、面接試験につきましても、そういった全体的な取り組みの中での意識改革や職場風土の醸成を通じて対応していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

#### No.201 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

#### No.202 ○17番(月岡修一議員)

それでは、今の職員の皆さんの行政改革について、再質問させていただきますが、毎年のようにその立場に合った内容に応じて、恐らく民間の方の研修をされると思うんですが、多分どこの行政改革も同じような内容でやっているんじゃないかと思うんです。

私は内容はわかりませんが、ありきたりと言ったら大変失礼ですけども、一般社会的にあるような、そういった意識向上を求めてやるとか、能力向上を求めてやるというんじゃないくて、全く異次元の世界において、その自己研さんに努めるような環境を与える。

例えば極端なことを言ったら、高野山に行って1週間ぐらい、そういった環境の中で修行に近いような状態を体験してくるとか、そういう特殊な能力を持った人が、なぜそういった過程で成果をおさめたのかとか、要するに行政の視点でいつも研修を受けていると思うんです。毎年同じような内容だと思うんです。

そうじゃなくて、異次元の中で、本当にプロフェッショナルと言われる人たちは、どういうプロセスを経てそういう立場を得たのか、そういう努力とか、精神的な状況とか、またさまざまに苦しい環境とか、多種多様な経験を積ませてあげることが、実は人間形成とかやる気を起こさせる、そういった要因の一つになると思うんです。

私は先ほど壇上で、能力がないということは一言も申し上げていません。意識の高揚をさらに高めるんだということを申し上げた。それがいつの間にか、風船がしぼむようにしぼんでしまうことが、いわゆる我々から見てやる気があると映らないと、そういう形かなと思うんです。

そのやる気を出せるような環境に持って行ってあげるのも一つだろうし、背景には個人的な家庭環境とかさまざまな要因があるから、ここで一言にはわかりませんが、余りありきたりのような研修に済ませるのではなくて、せめて得意、特殊な分野で一遍体験をさせるということが、これから求められると思うんですが、現在の部長の立場においてはいかがお考えでしょうか。

#### No.203 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.204 ○行政経営部長(宮田恒治君)

職員の研修は、どうしてもやはり仕事中心の研修になっていきます。

これは、どうしても職員が仕事を覚えていく、スキルをアップさせるためには、もうやむを得ない研修だとは思いますが、それ以外に、逆に職員のやる気をもっと起こさせる、先ほど月岡議員が言われましたとおり、仕事以外の研修も十分研修させる機会を設けております。

それは、職員の自主研究という形で、職場、仕事以外の研修をしたいということであれば、それは逆に費用がかかれば市も補助するような制度もとっておりますので、仕事の研修もあれば、仕事以外の研修も、職員が率先してそういったことは自主的に参加をしてくださいと、職員のやる気を起こさせるような研修制度もこの中で取り入れています。

終わります。

#### No.205 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

#### No.206 ○17番(月岡修一議員)

スキルアップのために、毎年、市もお金を補助して研修を受けさせている、また自主研修に打ち込んでいるということが事実ならば、私が見て、どうしてこの立場でもっと仕事ができないのかということは、本来はあり得ないと思うんですが、それについて今、ここで追及しても仕方がないと思いますので、私が申しあげましたように、やはり新たな研修方法を模索して、刺激のある研修をしなければいけないのかなと思います。

これについては、くどくやると切りがありませんので答弁は求めませんが、もう一つ別の角度でお尋ねしますけれども、採用試験に合格して市の仕事に携わって、半年間ですか、

仮採用ですね。これはどこの行政でも一緒のことをやっていると思うんですが、その中で新たな評価を受けると思うんですけれども、豊明市のその仮採用の中で合格にならなかった、そういった事例はあるのでしょうか、答弁を求めたいと思います。

**No.207 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

**No.208 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

特にこの半年間で不採用を決定した職員はおりません。

終わります。

**No.209 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

**No.210 ○17番(月岡修一議員)**

ここ半年じゃなくて、過去にということでお答えをいただきましたんですけども、まあいいです、もう時間がちょっとあれですから、また後でお答えください。

すみません、ダイヤルインのほうにいきます。

どれほど職員の皆様に周知徹底をして、市民の皆様が困らないように、また不便を感じないようにすると言われても、なかなかそこまでいくには、多分、半年、1年かかるかなという気がしております。

そういったことを幹部職員の皆様为抓手と対応を見て、それで指導していく必要があると思うんです。その辺のことは非常に気になります。

平野部長いかがでしょうか、その辺、幹部職員の皆様方が責任を持てるような内容になっているのかどうか、確認をさせてください。

**No.211 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

平野市民生活部長。

**No.212 ○市民生活部長(平野 隆君)**

幹部職員については、発注契約前の10月の幹部会で、こういった制度を取り入れて今

後広報、PR等々をしていくので、職員にも周知してくれということを申し上げました。

今後、さらに課長会議、庶務担当係長会議を通じて、その徹底を図っていきたいというふうに思っております。

終わります。

#### No.213 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

#### No.214 ○17番(月岡修一議員)

それでは、こういうシステムに変わったということが、必ずしも悪いとは申し上げられません。

トラブルがなければ、当然ながらいい手法であるということになるわけですので、今申し上げましたように、職員の皆様に公僕であるという意識を徹底させていただいて、どんな立場だって、どの課で間違ったことがあっても、親切丁寧にお答えしてご案内していただければと思いますので、その点をよろしく願いいたします。

最後に、先ほど宮田部長に申し上げた過去の事例はありますか、という答弁を求めたいと思います。

#### No.215 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.216 ○行政経営部長(宮田恒治君)

半年間の条件付採用期間を過ぎた後に不採用にした職員は、過去にもございません。

終わります。

#### No.217 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

#### No.218 ○17番(月岡修一議員)

今、宮田部長がそういう答弁をされたということは、面接をされた市の職員が適切な目を

持っていたということにつながるかと思います。

私は結構言いたいことを言っていますが、ほかの議員さんで恐らく同じような視点で評価をしている人も、声に出さないだけでいらっしゃると思うんです。

ですから、そういった意味では、大勢の市民の皆さんに対しても本当にさわやかな笑顔、笑顔とまでは言わなくても、いい雰囲気に対応できるような職員さんであってほしいし、仕事が遅いとか早いとかということは別にして、先ほど、都市計画課の担当がそういう行動をとられたということをご紹介しましたが、本当に朝一で駆けつけてくれたという、それが市民の不安を払拭する行動なわけです。

そういった職員さんはいっぱいいらっしゃると思う。それはそれでまた評価をしているし、評価をしていかなくちやいけない。

しかし、どうしても目に余るのは、本当にこのままでいいのか、公僕としてこの姿勢がいいのかということに、やはり目がいてしまうというのは事実でありますので、私どももこういう議員定数削減という風の中で、非常に厳しいところに身を置いておりますので、残る期間、一生懸命また頑張って職責を全うしてまいりますので、どうぞ職員の皆様方も、市長さん始め、最後まで職責を全うしていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

#### No.219 ○議長(矢野清實議員)

これにて、17番 月岡修一議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明 12 月 2 日 午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後3時散会